

令和8年度

幼保小合同連絡会
(旧：幼稚園長等連絡会)

重点施策等

徳島県教育委員会
義務教育課

目 次

【 本県における施策等について 】

	ページ
1 学力向上	1
2 豊かな心の育成	2
3 キャリア教育の推進	4
4 消費者教育の推進	5
5 主権者教育の推進	5
6 ポジティブ行動支援の推進	6
7 幼児教育の充実	6
8 環境教育の推進	7
9 図書費・教材費の確保	8
10 学校における授業時数や学校行事の在り方	9

【 各園・校における教育活動の更なる充実に向けて 】

1 学力向上に向けた取組	10
2 きめ細かな指導体制の整備	11
3 異校種間の連携・接続	12
4 道徳教育の充実	13
5 キャリア教育の推進	14
6 探究的な学習の推進	16

【 世界と徳島をつなぐ、グローバル人財の育成について 】

帰国・外国人児童生徒等に対する教育の推進	17
----------------------	----

《 令和8年度 学校訪問園・校(前期・後期) 》	19
《 要請訪問 要項 》	20

- 〈資料1〉 徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ
- 〈資料2〉 (概要版) 徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ
- 〈資料3〉 「学びのかけ橋」プロジェクト 幼保小連携・接続ガイドブック
- 〈資料4〉 徳島県保育・幼児教育アドバイザー派遣の御案内
- 〈資料5〉 架け橋期のコーディネーター講師派遣の御案内

【 本県における施策等について 】

1 学力向上

1 とくしま「新時代の学び」推進プロジェクト

「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するために、全国学力・学習状況調査や本県独自の学力・学習状況調査等で明らかになった課題を克服し、教育計画に基づき、子供の反応に合わせて柔軟に工夫を重ね、最適に学びを組み立てていく改善のしくみを確立する。

そのために1人1台端末を効果的に活用した各学校の授業改善の推進を支援するだけでなく、「学力向上実行プラン」に基づいて組織的な指導改善や研究授業を行う学校力向上拠点校を設定し、大学等の専門的知見・技術を生かした教員の指導力向上及び学校力向上のために継続的な指導・助言を行い、その成果を計画的に県下の学校に普及する。

(1) 学校訪問の実施（3年間で全ての小・中学校を訪問）

- 学習指導要領の周知・徹底
 - ・学習指導要領に示された資質・能力の育成に向けて、教員の授業改善に対する意識改革を進め、授業力の向上を図る。
- GIGAスクール構想によるICT機器・1人1台端末の効果的な利活用についての指導・助言
 - ・GIGAスクール構想推進本部の推進目標の達成に向けて、学校訪問や各種研修会等で指導・助言を行う。
 - ・徳島ICT活用モデルを基にした学校における活用の定点観測や「徳島版読解力」の育成を図った授業デザイン構想について指導・助言を行う。

(2) 「徳島版読解力」と「全国及び県学力調査」、「学力向上確認プリント」を活用した授業改善

- 「すべての教科等にわたる『徳島版読解力』を生かした学力向上のポイント」の周知・徹底
 - ・授業改善のための方策を周知し、全ての教科等の基礎となる読解力の向上を図る。
- 全国調査・県学力調査（ステップアップテスト）の活用の推進
 - ・全国調査や県学力調査の結果分析による課題発見、改善策の検討及び立案に対する、適切な指導・助言を行う。
- 学力向上確認プリントの活用の推進
 - ・国語、算数・数学、理科、英語の学力向上確認プリントを活用し、授業改善の検証及び学力向上等の取組を支援する。

(3) 鳴門教育大学との連携による取組

- 「学校力向上コラボレーション事業」
 - ・各学校が学力向上実行プランに基づき、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向け、これまでの取組をさらに深化・発展させる「学校力向上拠点校」を

指定し、鳴門教育大学の協力を得て、市町村教育委員会、県教育委員会と拠点校による学校力向上に向けた協働的な実践研究を支援する。

○授業力向上のための研修

- ・鳴門教育大学との連携による授業づくり研修会を実施し、授業力向上を図るとともに、その成果を県内に普及する。

2 徳島県学習指導員配置支援事業

(1) 概要

公立学校において、児童生徒の学力向上に資する学校教育活動の一環として行われる授業や補充学習、教員の指導力向上支援等のため、地域人材等を「学習指導員」として学校に配置する。

(2) 主な業務内容

① 授業中における学習支援業務

ティーム・ティーチング、習熟度別学習、ICTを活用した授業補助（教材作成や機器操作）等

② 放課後等の学習支援業務

補習学習、個々の学習サポート、補習教材の作成、提出物の採点等

③ 家庭学習における学習内容充実支援業務

家庭学習教材の作成、家庭学習の点検や質問の受付等

④ 児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するための学習支援業務

3 読書活動の推進

(1) 読書センターとしての学校図書館の機能を活用

1人1台端末を活用した読書啓発や書評合戦などの多様な読書法による読書活動、図書館サポーターや公立図書館など外部人材・地域との連携により、学習意欲や豊かな人間性、創造性を育む。

(2) 学習センター・情報センターとしての学校図書館の機能を活用

新聞の活用や情報端末を活用した学校図書館の機能を強化し、自主的・自発的、かつ協働的な学習活動を支援したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする言語活動や探究活動を推進する。

(3) 発達段階に応じた読書活動に関する取組の推進

校種ごとに取組のめあてを示し、発達段階に応じた取組の推進を図る。

2 豊かな心の育成

1 よりよい生き方を実践する力を育む道德教育の推進事業

本県では、児童の道德性を育成するため、文部科学省の委託事業「よりよい生き方

を実践する力を育む道徳教育の推進事業」として、「道徳教育総合支援事業」を実施してきた。また、道徳教育推進教師を中心とした協力体制の整備、特色ある道徳教育の充実、実践研究とその普及、家庭・地域と連携した道徳教育の推進等の事業を行うこととする。

2 徳島県道徳教育実践研究（研究指定校）事業

小学校、中学校、高等学校における道徳教育の充実・発展のため、道徳教育の指導体制、指導方法等について調査研究を行う。

研究指定校を6校（小学校2校、中学校2校、高等学校2校）指定し、各研究指定校において、児童生徒や地域の実情等に応じ、研究課題を設定し、地域・家庭との連携の充実を図りながら、道徳教育の実践研究に取り組む。成果は、研修会・ホームページ・パンフレット等で全県的に普及する。

3 道徳教育推進教師研修会

- （1）目的 道徳教育推進教師の資質を高め、各学校における道徳教育の充実を図る。
- （2）期日 小学校：9月28日（月） 中学校：9月29日（火）
- （3）対象 小学校・中学校・中等教育学校及び特別支援学校の道徳教育推進教師等
- （4）場所 オンライン

4 保護者の理解促進のためのリーフレットの活用

学校の道徳教育についての保護者の理解促進のため、小学校及び特別支援学校小学部の新1年生を対象に道徳教育理解促進リーフレットを配布する。道徳教育に関する講演会、学級懇談、個人懇談等の機会を通してリーフレットの活用を図る。

5 道徳教育研修会支援事業

学校における道徳教育の充実を図るため、校内や各地域における部会等の研修において、指導主事などの派遣を行う。

6 学習指導要領についての理解促進

各学校における道徳教育についての理解促進、充実のため、「道徳教育推進教師の手引」をもとに、道徳教育推進教師を中心とした研修の実施及び充実を図り、各校の道徳教育の改善・充実を推進する。

7 道徳教育推進リーダー育成事業

小学校、中学校、中等教育学校、高等学校等における道徳教育推進リーダーを育成するため、日々の教育活動において道徳教育の実践研究に取り組む教員に対して、先進地視察などの調査研究についての支援を行い、本県道徳教育の改善・充実に資する。

3 キャリア教育の推進

1 本県が目指すキャリア教育

本県では、中央教育審議会（答申）「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（以下「答申」という）や、「徳島教育大綱」及び「徳島県教育振興計画」に基づき、児童生徒の実態や地域の特色を踏まえながら、次のようなキャリア教育を推進する。

夢や希望に向かってチャレンジし、社会の一員として、ともに支え合い、ふるさと徳島に愛着と誇りを持つ人を育むとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力・態度を培うことを通して、キャリア発達を促すためのキャリア教育

2 本県におけるキャリア教育で主に身に付けたい資質・能力

キャリア教育を推進するために、県内外のアンケート調査等に基づく課題から、本県では、「**かかわる力**」「**みつめる力**」「**すすむ力**」「**えがく力**」の4つの力を育成すべき資質・能力とし、本県の子供たちが主体的に未来を切り拓き、将来、社会人・職業人として自立することができる力の育成を図る必要がある。

これらの4つの力は、「答申」で示されている「基礎的・汎用的能力」に対応したものであり、それぞれ独立したものではなく、相互に関連・依存した関係にある。そして、これらの力をどのようなまとまりで、どの程度身に付けさせるかは、児童生徒の実態によって異なるが、工夫された教育活動により育成することが必要である。

※本県におけるキャリア教育の詳しいことについては、「徳島県キャリア教育推進指針」（平成26年3月）、「徳島県キャリア教育推進指針Ⅱ『とくしまの未来を切り拓くキャリア教育』」（平成31年3月）、「徳島県キャリア教育推進指針Ⅲ～とくしまの未来を切り拓くキャリア教育～」（令和6年3月）を参照すること。

3 アントレプレナーシップ教育の推進

アントレプレナーシップは、「起業家精神」と訳されることがあるが、広義には、様々な困難や変化に対し、与えられた環境のみならず自ら枠を超えて行動を起こし、新たな価値を生み出していく精神と捉えることができる。本県では、アントレプレナーシップ教育を通して「自分を見つめ問いをたて、チャレンジし、創造（変化）に向き合うことができる児童・生徒」の育成を図る。

アントレプレナーシップ教育で育まれるチャレンジ精神や機会を発見する力などは、キャリア教育で求められる「基礎的・汎用的能力」により一層高めることができ、本県キャリア教育をアップデートしていくことができる。

4 キャリア・パスポート

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特

別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。

なお、その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努める必要がある。

4 消費者教育の推進

2022年4月1日より民法が定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。また、多種多様なデジタル機器やデジタルサービスの普及等により、社会のデジタル化が進展しており、デジタル社会における便利さと危険を判断し、対処することが、消費者に求められている。

徳島県でも、若者の消費生活相談の件数が成年年齢引下げ以前より増加しており、高校生だけでなく、幼・小・中学生のインターネットに関わる相談もあるなど、幼少期からの消費者教育が重要である。

徳島県では、令和4年3月、「徳島県消費者基本計画」を改訂し、自立した消費者の育成に向けて「発達段階に応じた系統的・体系的な消費者教育に取り組む」としており、「教育大綱」においても、幼・小・中・高等学校の接続を意識した消費者教育を推進している。

小・中学校の学習指導要領にも、消費者教育は改訂の重点事項としてあげられており、学習を通して、消費に関する知識や自ら考えて判断する力、実践する力を身に付けることができるよう、指導することが重要である。

5 主権者教育の推進

平成29年3月に告示された小学校及び中学校学習指導要領では、社会を生きるために必要な力である「生きる力」とは何かを、将来の予測が困難となっていく現在とこれからの社会の文脈の中で捉え直し、資質・能力として具体化して教育課程を通じて育むことを目指している。

また、学習指導要領解説総則編においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして「主権者として求められる力」を挙げている。「生きる力」の育成という教育の目標を具体化していくに当たり、主権者として必要な資質・能力を、関係する教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育んでいくためには、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図り、教科等間相互の連携を図っていくことが重要となる。

6 ポジティブ行動支援の推進

ポジティブ行動支援（Positive Behavior Support:PBS）は、望ましい行動に対する賞賛や承認を通して、全ての幼児児童生徒が主体的に適切な行動を身に付ける教育方法である。

取組の成果や、実践に使用する教材、研修資料、実践推進動画などは、徳島県立総合教育センターHP「特別支援まなびの広場」で公開している。学校全体で取り組むポジティブ行動支援（スクールワイドPBS）モデル事業について、令和8年度から2年間実施する。指定モデル地域においては、域内の実践校へのサポートを行うとともに、支援体制の強化を図る。これらの実践や成果を参考に幼稚園、小・中学校において「スクールワイドPBS」の取組の更なる深化をお願いしたい。

7 幼児教育の充実

1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- （1）幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- （2）幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として、5つの領域のねらいが、総合的に達成されるようにすること。
- （3）幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

2 徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ

本県の幼児教育の充実を図るための総合的な基本計画である「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ（令和7年度～11年度）」では、本県の目指す幼児教育として、「人間形成の基礎を培う幼児教育」「幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こ

ども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育」「全ての幼児に提供される質の高い幼児教育」を掲げ、その実現に向けた基本方針と重点項目、具体的な取組を示している。

3 幼保小の架け橋プログラム促進事業

「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」をより実効性のあるものとして長期的に推進していくための幼児教育推進体制を活用し、徳島県保育・幼児教育センター（県教委義務教育課内設置）を中核に、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図るための支援を行っている。

（１）幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進

「幼保小連携推進事業『学びの架け橋』プロジェクト」において指定モデル地域による実践研究を行い、その成果を普及する。また、幼保小連携・接続ガイドブックを活用し、県下に広く周知し、幼稚園等と小学校との連携とともに、幼児教育と小学校教育の接続の取組を推進する。

（２）徳島県保育・幼児教育アドバイザー（架け橋期のコーディネーター）派遣事業

幼児教育に関する豊富な経験や専門性を有する徳島県保育・幼児教育アドバイザー（架け橋期のコーディネーター）を配置し、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校等への訪問指導を実施し、教諭・保育教諭の資質向上とともに各教育施設の教育の質的向上を図る。幼保小合同研修や架け橋期のカリキュラム策定等にも対応する。

8 環境教育の推進

地球環境問題に対応するためには、今後、我が国が省資源・省エネルギー・リサイクル型社会へと転換していくことが必要である。教育においても、自然環境の有限性の中で持続可能な社会をつくるための力などのように、今後の社会の在り方を踏まえて、子供たちが現代的な諸課題に対応できるようになるために必要な力を身に付けていく必要がある。環境やエネルギーへの理解を深め、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成できるよう、体験的な学習を重視し、学校における環境教育の一層の充実を図る。

○環境教育・環境学習は、持続可能な社会の実現のための教育・学習であると捉え、環境美化・保全や環境とSDGsが関わる取組へと多岐にわたる要素を含めたもののへと内容の幅を広げる。

○校務分掌の中に環境教育を位置付け、全教職員の協力体制のもとに全体計画、年間指導計画を作成する。

○年間指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などにおいて、それぞれの特質、指導内容を考慮して、それらの中の環境に関

する学習を充実させるとともに、相互関連的、総合的に展開できるよう計画する。
○身近な自然に働きかける体験的な学習活動や問題解決的な学習を積極的に行い、感性を育むとともに、「体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、そして行動する」という過程を重視した、知識蓄積型ではない環境教育・環境学習を展開する。特に、様々な体験活動が単なる体験で終わることなく、学習として成立するよう展開を工夫する。

9 図書費・教材費の確保

1 図書費について

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に学校図書館図書標準が定められた。その整備に必要な財源については、地方財政措置が講じられている。

令和4年度からの第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」では、学校図書館図書標準の達成や図書の廃棄・更新を進めるための選定基準・廃棄基準を策定し、古くなった本を新しく買い替えることを促進することを目指して約995億円の財政措置が、また、新聞を活用した学習が行えるように、小学校等で2紙、中学校等で3紙の学校図書館への新聞配備を目標とした、総額約190億円の財政措置がなされている。

さらに、図書の整備とともに、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校図書館担当職員（学校司書）においては、おおむね1.3校に1名程度の配置となるよう、総額約1,215億円の財政措置が図られている。

市町村教育委員会におかれては、今後とも学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置により、計画的な図書の整備及び学習指導要領の実施における条件整備が進められるようお願いしたい。

2 教材費について

学習指導要領の実施に併せ、各学校における教材整備のための参考基準として「教材整備指針」が文部科学省より示されている。この指針に例示される学校教材の整備が安定的かつ計画的に実施されるよう、令和2年度からの10か年を計画期間とする「義務教育諸学校における教材整備計画」が新たに策定され、単年度約800億円、10か年では総額約8,000億円（見込み）の地方交付税措置が講じられている。

市町村教育委員会におかれては、厳しい財政状況ではあるが、国による財政対策の趣旨を踏まえ、学習指導要領等実施の際に必要な教材の計画的な整備を図っていただきたい。

10 学校における授業時数や学校行事の在り方

教育課程は、各学校において編成するものであり、全ての学校で、管理職はもちろん教師一人一人がカリキュラム・マネジメントの充実に努めることが重要となる。標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校が存在する状況も踏まえ、以下の観点から、全ての学校において、授業時数について点検した上で、令和8年度の教育課程の編成に臨む必要がある。

- ・児童生徒の学習状況等や教職員の勤務の状況
- ・当該校における近年の休校や学級閉鎖等の状況
- ・教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫が可能かどうか
- ・指導体制の見直し・改善が可能かどうか

学校行事に係る負担の軽減に関しては、運動会での開会式の簡素化や全体行進を省略することで全体での練習時間を減らしたり、入学式・卒業式における慣例的・形式的な要素を見直すことで式典時間を短縮したりする等の取組例もある。

このため、学校は、これらも参考としつつ、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化を図る必要がある。また、学校行事の事前準備・運営に当たって、教員業務支援員等と連携するマネジメントを徹底することや準備の簡素化、省力化等を進める必要がある。

※ 標準授業時数を大幅に上回る時数とは

小学校	標準授業時数	大幅に上回る時数
1 年	850 単位時間	956 単位時間以上
2 年	910 単位時間	1016 単位時間以上
3 年	980 単位時間	1051 単位時間以上
4 年～6 年	1015 単位時間	1086 単位時間以上

中学校	標準授業時数	大幅に上回る時数
1 年～3 年	1015 単位時間	1086 単位時間以上

【 各園・校における教育活動の更なる充実に向けて 】

1 学力向上に向けた取組

1 質の高い学びを実現する授業改善に向けて

学習指導要領では、子供たちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むため、育成を目指す資質・能力の三つの柱として「生きて働く『知識及び技能』」の習得と「未知の状況にも対応できる『思考力、判断力、表現力等』」の育成、「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力、人間性等』」の涵養が示されている。これらの資質・能力を育成するため、子供たちが学びの過程の中で、他者との協働を通じて自己の考えを広げ、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、自ら問題を見いだして解決策を考えたりするなど、1人1台端末を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善することが大切である。

さらに、多様で複雑な現代社会を生きていく子供たちには、様々な形式で伝えられる情報を読み取る力や、必要な情報を取捨選択し、選択した情報を解釈したり活用したりする力などが求められる。このような力を「徳島版読解力」と定義し、すべての教科等において、その育成を図る。

「徳島版読解力」を構成する「5つの力」

1 正確に読む力

多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等をせずに情報を読み取る力

2 必要な情報を取り出す力

読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力

3 比較・関連付けて理解する力

取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見出したりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力

4 見直す力

取り出した情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力

5 発信する力

取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力

また、徳島ICT活用モデルを基にして、各教科等の特質・内容に合わせて1人1台端末等を活用し、「個別最適な学び」を一層重視するとともに、多様な他者と協働しながら、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実させることも重要である。

2 指導と評価の一体化

指導と評価の一体化においては、次の事柄に留意することが重要である。

- 学習評価をその後の学習指導の改善に生かすとともに、学校における教育活動

全体の改善に結び付ける。

- その際、学習指導の過程や学習の結果を継続的・総合的に把握する。
- 児童生徒の学習状況を適切に評価し、評価を指導の改善に生かすという視点を一層重視し、「指導と評価の計画」を作成するなど、より効果的な指導が行うことができるよう指導の在り方について工夫改善を図っていく。

3 学校運営上の工夫改善

学校運営においては、次の事柄に留意し工夫改善を図ることが重要である。

- 校長のリーダーシップのもと、全教職員が一致協力し、組織的に協働できる体制づくりを進める。その際、「学力向上実行プラン」を共有し、学力向上推進員を核とした学力向上検討委員会を中心に、年間を通してプランの活用を図る。
- 校内の研修体制や指導体制の一層の工夫改善に努め、児童生徒が主体的に学習活動等に取り組むことができるよう支援するとともに、学級経営や生徒指導の充実を図る。
- 地域や学校の実態に応じて学校ホームページ等を活用し、学力向上に関する取組（学力向上実行プラン等）の情報を家庭・地域に提供し共有するなど、保護者や地域の人々、また地域の関係機関等との協力・連携を図り、児童生徒に様々な活動のための機会や場を提供できるよう取組を進める。

4 教育課程編成上の工夫改善

必要な授業時数の確保については、次の事柄に留意し、指導方法の工夫改善を行うなど、授業の質的な改善を図ることが重要である。

- 学校教育法施行規則に定められた各教科等の年間授業時数の標準を踏まえ、地域や学校、児童生徒の実態等を考慮し、学習指導要領に基づいて各教科等の教育活動を適切に実施するための授業時数を確保し教育課程を編成する。
- その実施に当たっては、実際に必要な指導時間を確保するよう、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習状況の把握を行うなど、その状況について自ら点検・評価を行い改善に努める。
- 教育的な効果を十分検討するとともに、児童生徒の学習意欲等も考慮して総合的に判断し、学校行事や各教科等以外の活動の時間の精選及び見直しを総合的に進め、教育課程を適切に実施できる時数を確保する。

2 きめ細かな指導体制の整備

1 個に応じた指導における一層の工夫改善

- 児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習を取

り入れた指導、個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など、指導方法や指導体制を工夫改善する。

- 学習内容の習熟の程度に応じた指導等の導入については、ねらいや学習内容等を児童生徒や保護者に対して十分に説明し、理解を得る。
- 指導形態や学習集団の編成等については、学校の実態や児童生徒の発達段階等に応じて柔軟に行い、実施時期や指導方法等について十分検討する。また、児童生徒が主体的に課題や集団を選択できるよう、チェックシート等を利用して、学習過程で自己評価を行わせたり、教師が適切な助言を行ったりする。
- 個に応じた指導における進んだ学校の取組を自校の実践に生かし、校内研修を充実させて職員の共通理解を図るとともに、児童生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に対応した効果的な指導となるよう、教材・教具の工夫や開発などに努める。
- ICT機器を活用して、調べ活動やドリル学習の充実を図るなど、個別最適化された学びの実現に努める。

2 評価規準の作成

- 個に応じた支援が適切に行われるためには、どの教科においても、単元ごとの評価規準の作成が不可欠である。また、複数の担当者がある場合は、評価規準の共通理解を図る必要がある。
- 評価規準の作成には、国立教育政策研究所から示された「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和2年3月）を活用する。
- 評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

平成31年3月29日付け〔小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）〕

（参考資料）

- ・ 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和2年3月）
※国立教育政策研究所のホームページ <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>
- ・ 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料解説動画」
※県立総合教育センターのホームページ <http://siryou.tokushima-ec.ed.jp/>

3 異校種間の連携・接続

1 幼保小連携推進事業「学びの架け橋」プロジェクト

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる重要な時期から、「架け橋期」と称して焦点が当てられ、その教育の充実を図ることが求められている。

そこで、県内の指定モデル地域において、合同研修会や継続的な相互交流を行うと

ともに、幼保小が協働して架け橋期のカリキュラムを策定するなど、幼保小教職員等が連携・接続の体制を構築する。これにより、それぞれの校種における幼児・児童の発達段階の違いに起因する教育課程や指導方法等の違いを理解し、それぞれのよさや特性を尊重しながら、一人一人の成長をしっかりと支えつなげていくことができるよう本事業を実施し、その成果を県内に普及する。

2 各市町村、各園校における幼保小の連携・接続

以下に示す内容や指定モデル地域における実践を参考にしながら、各市町村や各園校の実態に応じ連携・接続を進めていく。

- カリキュラム開発会議の設置
- 幼保小合同研修等の実施
- 架け橋期のカリキュラムの策定 等

※取組を進めるにあたり、県教育委員会発行の「幼保小 連携・接続ガイドブック」や、「架け橋期のコーディネーター派遣事業」を活用することができる。

4 道徳教育の充実

1 学校長の強いリーダーシップのもと推進体制を整備し道徳教育を推進する

- 校長は道徳教育の充実・改善の方向性を視野におきながら、学校の教育目標との関わりにおいて、道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示す。
- 学校が協働的に道徳教育を進めることができるように、道徳教育推進教師を中心として全教師が力を発揮できる体制を整える。
- 児童生徒の実態や課題等に応じて、学校として推進すべき事項を明らかにし、学校全体及び学年段階ごとに、道徳教育で取り組む重点内容を明確にする。

2 「特別の教科 道徳」（以下、道徳科）を要とした効果的な道徳教育を展開する

- 全体計画の別葉を整え、各教科等においてそれぞれの特質に応じた指導を行うとともに、それらと関連を図った道徳科を展開する。
- 全教師が道徳教育の方針やそれぞれの役割について理解を深め、組織的で一貫した道徳教育を展開するとともに、道徳科の指導体制の工夫を図る。
- 道徳科の指導を充実させるために、指導方法に関する実践的な研修を通して、指導力向上に取り組む必要がある。そのため、道徳科の指導に関する研修等を計画的に位置付けて実施する。

3 豊かな体験活動の充実

- 学校の教育活動全体において、児童・生徒や学校の実態を考慮し、豊かな体験の積み重ねを通して道徳性が養われるよう配慮する。
- 体験活動を通して道徳教育に関わるどのような内容を指導するのか、指導の意図を明確にしておく。
- 学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしながら、児童・生徒の豊かな体

験が充実するよう進める。

4 家庭や地域社会との相互連携

- 学校通信や学年便り、インターネットのホームページ等で、学校の道德教育の方針や諸計画、児童生徒の活躍や成長の様子を学校の取組とともに伝えるなど、情報発信に努める。
- 参観日に道德科の授業の公開、「道德教育理解促進リーフレット」の活用、地域と相互交流の場の設定、地域の人々の参加や協力、地域の諸行事を生かした教育活動を進めることで、協力体制を構築する。
- 学校と家庭や地域社会とが共通の方針に基づいて基本的な生活習慣や規範意識等を育むことができるよう、相互が共通理解しながら連携・協力する。

5 キャリア教育の推進

1 キャリア教育の必要性

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、世界は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されている。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は、大きくまた急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。

このような時代の中でも、子供たち一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸せな人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、子供たちの生きる力を育むことが目指されている。

また、子供たちに学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の充実を図ることが求められている。

2 キャリア教育の定義

キャリア教育は、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」である。したがって子供たち一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力や態度を育てることを目指すものである。自分が自分として生きるために、「学び続けたい」「働き続けたい」と強く願い、それを実現させていく姿がキャリア教育の目指す子供の姿なのである。

3 小学校・中学校・中等教育学校・高等学校におけるキャリア発達

小・中学校学習指導要領では、「児童（生徒）が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」が示されている。高等学校においても、キャリア教育

の観点から、特別活動のホームルーム活動などと連携し、社会に参画する力を育む中核的機能を担うことが期待されている。全教育活動を通して行うキャリア教育の足跡を、特別活動の時間においてまとめたり、つなぎ合わせたりする仕組みが整えられた中で、令和2年度から「キャリア・パスポート」が実施されている。小・中・高等学校の校種間で引き継ぐことによって、12年間を見通した系統的な取組と共に、より具体的に、一人一人に対応した指導が可能となっている。

また、小学校・中学校・中等教育学校・高等学校において、キャリア教育を理解し、進めていくためには、児童生徒のキャリア発達を支援する観点に立って、各領域の関連する諸活動を体系化し、計画的・組織的に実施することができるよう、各学校が連携を図りつつ、児童生徒のキャリア発達を促す能力・態度を育成するため、それぞれの学校に応じた適切な支援をしていくことが重要である。

小学校・中学校・中等教育学校・高等学校におけるキャリア発達				
就 学 前	小学校	中学校	高等学校	大学・ 専門学校・社会人
	＜ キャ リ ア 発 達 段 階 ＞			
	進路の探索・選択にかか る基盤形成の時期	現実的探索と暫定的選 択の時期	現実的探索・試行と社 会的移行準備の時期	
	○自己及び他者への積極 的関心の形成・発展 ○身のまわりの仕事や環 境への関心・意欲の向 上 ○夢や希望、憧れる自己 のイメージの獲得 ○勤労を重んじ目標に向 かって努力する態度の 育成	○肯定的自己理解と自 己有用感の獲得 ○興味・関心等に基づ く勤労観・職業観の形成 ○進路計画の立案と暫 定的選択 ○生き方や進路に関す る現実的探索	○自己理解の深化と自 己受容 ○選択基準としての勤 労観・職業観の確立 ○将来設計の立案と社 会的移行の準備 ○進路の現実吟味と試 行的参加	

4 キャリア教育で育成すべき能力ー「基礎的・汎用的能力」とはー

【人間関係形成・社会形成能力】

- ・多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝える力。
 - ・自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力。
- ※例えば、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップなど

【自己理解・自己管理能力】

- ・自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動する力。

- ・自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力。
※例えば、自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動など

【課題対応能力】

- ・仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力。
※例えば、情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善など

【キャリアプランニング能力】

- ・「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。
※例えば、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善など

<引用・参考> 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日）
「小・中・高等学校 キャリア教育の手引き」文部科学省（令和5年3月）

6 探究的な学習の推進

1 探究的な学習の必要性

予測困難な VUCA 時代において、既存の正解を求める力とともに「自ら問いを立て、課題を解決する力」もより一層求められている。

そのような中、実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現する探究的な学習を推進し、その急激に変化する社会を生き抜く資質・能力の育成が期待されている。

『学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料』では、

「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係では、

- ・修得主義の考え方と一定の期間の中で多様な成長を許容する履修主義の考え方を組み合わせ、「学習の個性化」により児童生徒の興味・関心等を生かした探究的な学習等を充実すること

とあり、各教科等においても、探究的な学習の推進が求められる。

2 探究的な学習の充実にむけて

探究的な学習の更なる充実にむけて、総合的な学習の時間では、学習指導のポイントとして、「学習過程を探究的にすること」とし、学習過程が次のようになることが重要とされている。

- ①【課題の設定】 体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ
- ②【情報の収集】 必要な情報を取り出したり収集したりする
- ③【整理・分析】 収集した情報を、整理したり分析したりして思考する

④【まとめ・表現】 気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する
また、論点整理において、各教科における「探究的な要素を持つ学習活動の充実」が示されており、学習のイメージが議論されているところである。

【 世界と徳島をつなぐ、グローバル人財の育成について 】

帰国・外国人児童生徒等に対する教育の推進

○ 帰国・外国人児童生徒トータルサポート事業

帰国・外国人児童生徒等に対して、日本語教育トータルサポートセンターを中心として、支援に関わる各種団体・機関と連携したトータルサポート体制を構築し、日本語指導をはじめとした各種支援の充実を図るとともに、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の一層の充実を図る一連の事業。

(1) 支援体制の構築

日本語教育サポートセンター（県教育委員会）を拠点として、市町村教育委員会や帰国・外国人児童生徒等の日本語指導等の支援全般に関わる関係機関・団体と連携し、きめ細かな支援のできる体制を構築する。

(2) 公立学校等への日本語支援員派遣

- ・ 内 容 ①県登録の日本語支援員を県内希望校に派遣

②年度当初に日本語支援員派遣費補助金を申請した市町村に対しては、予算の範囲内で必要経費の2／3を補助

※県の負担額のうち半額は国費補助を申請

県の補助金を申請する市町村も国費補助申請が必須

- ・ 対 象 日本語指導が必要な児童生徒等が在籍する公立学校等

- ・ 申 請 学校からの派遣希望をもとに市町村教育委員会が申請

年度末及び年度当初の申請を基本とする。当該児童生徒の転入等により必要が生じた場合は、随時日本語支援員の申請を許可する。

- ・ そ の 他 支援回数については、支援初年度の児童生徒については年間45回、その後は年間33回を上限（打ち合わせ1回を含む）とする。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

帰国・外国人児童生徒等が、日本語を用いて学校生活を営むとともに、日本語での学習に取り組むことができるよう、教員が「個別の指導計画」を作成した上で、「特別の教育課程」を編成し、一人一人の実態に応じたきめ細かな日本語指導を行う。学校における指導体制の構築のため、学校内で日本語教育コーディネーター、日本語指導担当教員を決定し、日本語支援員と協力しながら、指導計画の作成や指導等を行う。

(4) 「帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導研修講座」について

- ・ 内 容 日本語指導が必要な児童生徒等に対しての適応指導、「特別の教育課程」編成・実施の留意点等、教員が受入れや支援方法について学ぶことを目的とした研修講座。本講座は、総合教育センターの特別研修として実施する。

- ・ 対 象 ①県内全小中学校の新任教頭

②(2)を活用している各学校の担当者1名、及びその他受講を希

望する教員

※市町村教育委員会を通じて学校に実施要項を送付する。

参加者の氏名を報告すること

- ・ 日程 ①管理職対象 7 月 1 日（水）午前 オンライン研修（1 時間）
②教員対象 5 月 1 9 日（火）午後 徳島県教育会館

令和8年度 学校訪問園・校(前期:後期)

市 町 村		幼稚園等		小学校		中学校	
		(前期)	(後期)	(前期)	(後期)	(前期)	(後期)
1	徳島市	1 福島幼稚園 2 助任幼稚園 3 川内北幼稚園	1 富田認定こども園 2 津田幼稚園 3 加茂名幼稚園 4 千松幼稚園	1 佐古小学校 2 加茂名南小学校 3 宮井小学校 4 上八万小学校 5 南井上小学校 ①学校力向上拠点校 論田小学校	1 八万小学校 2 不動小学校 3 一宮小学校 4 入田小学校 5 渋野小学校	1 入田中学校 2 応神中学校 3 津田中学校	1 八万中学校 2 国府中学校
2	鳴門市	4 精華幼稚園	5 板東幼稚園 6 桑島幼稚園	6 黒崎小学校 7 鳴門市第一小学校 8 林崎小学校	6 里浦小学校 7 大津西小学校	4 鳴門市第二中学校	3 鳴門市第一中学校
3	小松島市			9 櫛淵小学校	8 児安小学校 9 坂野小学校 10 和田島小学校	5 小松島中学校	
4	阿南市	5 加茂谷幼稚園	7 見能林幼稚園	10 宝田小学校 11 見能林小学校 12 橘小学校	11 富岡小学校 12 長生小学校 13 津乃峰小学校 14 新野小学校	6 羽ノ浦中学校	4 阿南中学校 5 阿南第一中学校
5	吉野川市		8 鴨島東こども園	13 飯尾敷地小学校 14 森山小学校	15 知恵島小学校 16 高越小学校	7 鴨島東中学校	
6	阿波市	6 八幡認定こども園		15 土成小学校	17 柿原小学校 18 御所小学校		6 市場中学校
7	美馬市	7 脇町幼稚園	9 岩倉認定こども園	16 穴吹小学校	19 江原南小学校 20 岩倉小学校	8 岩倉中学校 ④学校力向上拠点校 江原中学校 ⑤学校力向上拠点校 岩倉中学校	7 穴吹中学校 8 脇町中学校
8	三好市	8 池田幼稚園		17 池田小学校 18 山城小学校 19 櫛生小学校 ②学校力向上拠点校 池田小学校	21 王地小学校 22 東祖谷小学校 (小・中同日訪問)	9 池田中学校	9 東祖谷中学校 (小・中同日訪問)
9	勝浦町					10 勝浦中学校	
10	上勝町						
11	佐那河内村						
12	石井町	9 浦庄幼稚園			23 高原小学校		
13	神山町			20 神領小学校			
14	那賀町				24 木頭小学校 (小・中同日訪問)		10 木頭中学校 (小・中同日訪問)
15	牟岐町			21 牟岐小学校			11 牟岐中学校
16	美波町		10 由岐こども園		25 由岐小学校		
17	海陽町					11 穴喰中学校	
18	松茂町	10 喜来幼稚園		22 松茂小学校			12 松茂中学校
19	北島町		11 北島幼稚園		26 北島北小学校		
20	藍住町		12 藍住西幼稚園	23 藍住南小学校	27 藍住北小学校	12 藍住東中学校	
21	板野町	11 板野南幼稚園			28 板野南小学校		
22	上板町		13 神宅幼稚園	24 東光小学校 ③学校力向上拠点校 東光小学校			
23	つるぎ町	12 半田幼稚園			29 半田小学校	13 半田中学校	13 貞光中学校
24	東みよし町			25 足代小学校			
計		12園	13園	25校	29校	13校	13校

要請訪問 要項 (公立幼稚園及び幼保連携型認定こども園・小学校・中学校)

	要 請 訪 問 A	要 請 訪 問 B
1 目的	研究保育・授業に伴う保育・授業研究会において指導助言を行い、指導方法・技術等の向上を図る。	実践課題や研究主題の協議において指導助言を行い、郡市町村単位の研修及び文部科学省・県指定研究校の校内研修、ICT の活用や教育の情報化及び特別支援教育、小学校外国語教育に関する研修の充実と指導力の向上を図る。
2 実施方法	・県内公立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園・小学校・中学校からの要請に応じて訪問する。	・研究主題・教科等を考慮して訪問する。 ・指導主事以外の訪問については、地域を考慮する。
3 派遣者	・学校教育指導員（自校に該当教科の指導教諭がない場合に限る。） ・学校訪問指導員 ・総合教育センター指導主事（学力テストの課題解決や学習ガイドの活用に関する派遣に限る。）	・指導主事 ・学校教育指導員（郡市町村単位の研修を除く。） ・学校訪問指導員
4 訪問期日	5月から1月末まで （指導主事の訪問は5月から2月末まで）	
5 実施内容	課題や研究主題等について協議し、指導助言を行う。	
6 申請方法	① 要請訪問申請書は、別記様式により、訪問希望日の1か月前までに、担当指導主事が所属する各課（総合教育センター内各課・義務教育課・体育健康安全課・人権教育課・教育DX推進課）まで送付する。 ② 派遣者名を、所属長から申請校に連絡する。 ③ 申請者は、日程・研究課題を記載したもの、指導案等を作成し、訪問日の1週間前（必着）までに、派遣者まで送付する。	
7 その他	※学校教育指導員、学校訪問指導員による要請訪問について ① 派遣を希望する園・学校は、あらかじめ総合教育センターの担当に連絡し、当該派遣要請の可否を確認する。その後、要請訪問申請書をメールで担当に送付する。 連絡先：総合教育センター 学校経営支援課 経営支援担当 平田 聡美 [電話] 088-672-6420 [ファクシミリ] 088-672-6411 [メール] hirata_satomi_1@mt.tokushima-ec.ed.jp ② 学校教育指導員への要請回数は、原則として1校からは要請訪問A・Bあわせて3回以内とする。なお、各学校教育指導員の派遣回数は年間5回を超えないこととする。 ③ 学校訪問指導員も学校教育指導員に準ずる。	

※ 要請訪問申請書は総合教育センターウェブサイトからダウンロードできます。

要請訪問 参考資料 (公立幼稚園及び幼保連携型認定こども園・小学校・中学校)

		要 請 訪 問 A		要 請 訪 問 B					
申請書送付先	目的 派遣者	研究保育・授業に伴う保育・授業研究会において指導助言を行い、指導方法・技術等の向上を図る。		実践課題や研究主題の協議において指導助言を行い、郡市町村単位の研修及び文部科学省・県指定研究校の校内研修、ICTの活用や教育の情報化及び特別支援教育、小学校外国語教育に関する研修の充実と指導力の向上を図る。					
		校内授業研究会	郡市部会(教科・教科外)授業研究会	郡市町村単位の研修(授業研究によらない)	文部科学省・県指定研究校		ICTの活用や教育の情報化に関する研修	特別支援教育に関する研修	小学校外国語教育に関する研修
総合教育センター	学校教育指導員	○ 注1	○	×	○	○		○	○
	学校訪問指導員	○	○	○	○	○			
担当指導主事の所属課	指導主事 総合教育センター 義務教育課 体育健康安全課 人権教育課 教育DX推進課	×	×	○	○	○	○	○	○
	指導主事 総合教育センター	○ 注2	○ 注2						
例			・ 郡市人権教育研究大会		・ 事前研修 (県教育研究会) (中四国大会) (文科人権)				

注1 自校に該当教科の指導教諭がない場合に限る。

注2 学力テスト(国・算・数・理)の課題解決や学習ガイドの活用に関する派遣に限る。

*学校教育指導員は、公立幼稚園長、小・中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭の中から、校種、各教科等別に委嘱する。

*学校訪問指導員は、元幼稚園長、小・中学校長の中から、各教科等別に委嘱する。

*要請訪問Bについては、研究指定が決定している場合、3年前から派遣が可能である。

徳島県 幼児教育振興アクションプランⅣ

全ての幼児に
提供される
質の高い
幼児教育

人間形成の
基礎を培う
幼児教育

幼稚園教育要領
保育所保育指針
幼保連携型認定こども園
教育・保育要領の趣旨を
踏まえた幼児教育

令和7年3月
徳島県教育委員会



「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」の策定にあたって

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえた充実した教育が行われることが求められます。

幼児教育については、近年の発達心理学、教育心理学、脳科学、教育経済学など様々な研究成果において、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であるだけでなく、その後の人生において、長期にわたって学業や家庭生活、社会生活など多面的によい効果をもたらすことが明らかにされてきています。全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基礎となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要です。

徳島県では、令和6年3月に策定した「徳島県教育振興計画」を受け、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」を策定することとし、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ策定検討会議」を新たに設置し、これからの幼児教育の在り方について検討を重ねてまいりました。その提言や幼児教育を取り巻く状況、国の施策や動向、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」における成果と課題を踏まえ、今後の幼児教育の充実を図るための総合的な基本計画である「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」を策定しました。

本アクションプランでは、本県の目指す幼児教育として、「人間形成の基礎を培う幼児教育」「幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育」「全ての幼児に提供される質の高い幼児教育」を掲げ、基本方針と重点項目、具体的な取組を示しています。これらの目指す幼児教育の実現に向けては、幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域社会、行政等が、それぞれの役割を果たしながら取組を進めていくことが何よりも重要だと考えます。各市町村においては、本アクションプランを踏まえ、地域の実態や特色を踏まえた政策プログラムの策定が一層推進され、質の高い幼児教育の振興が図られることを期待します。

最後に、本アクションプラン策定にあたり、貴重な御意見をいただきました「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ策定検討会議」の委員の皆様方をはじめ、関係の皆様に対しまして心より厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月



徳島県教育委員会教育長
中 川 齊 史

目 次

第1章 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」の基本的な考え方

1 策定の趣旨	1
2 実施期間	1
3 本県における幼児教育の現状と課題	1
(1) 幼児を取り巻く環境と幼児の育ち	
(2) 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」におけるこれまでの取組と課題	
4 本県の幼児教育振興の方向性	3
(1) 目指す幼児教育	
(2) 基本方針	
5 推進体制	4

第2章 基本方針と重点項目

基本方針1 幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実	6
重点項目 (1) 幼稚園教育要領等の内容の理解促進	
重点項目 (2) 教育・保育内容の充実	
重点項目 (3) 教育・保育内容の評価	
重点項目 (4) 教育・保育環境の整備	
重点項目 (5) 安全で安心できる環境の整備	
基本方針2 保育者の資質・能力及び専門性の向上	10
重点項目 (1) 教員育成指標等を踏まえた研修の実施	
重点項目 (2) 研修体制・研修内容の充実	
基本方針3 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進	12
重点項目 (1) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実	
重点項目 (2) 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進	
重点項目 (3) 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進	
基本方針4 特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実	14
重点項目 (1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実	
重点項目 (2) 専門性のある相談・支援体制の整備	
重点項目 (3) 関係機関と連携した早期からの切れ目ない支援体制の構築	
基本方針5 地域総ぐるみの子育て支援の推進	17
重点項目 (1) 各施設における子育て支援の充実	
重点項目 (2) 家庭や地域社会、関係機関との連携の充実	
重点項目 (3) 預かり保育や延長保育の充実	

参考資料

参考となる資料	20
関係機関一覧	22
令和6年度「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ策定検討会議」委員一覧	23

第1章 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」の基本的な考え方

1 策定の趣旨

本アクションプランは、今後5年間にわたって、幼児教育の振興・充実を図るための総合的な基本計画です。

近年、少子化や情報化、過疎化等が進み、社会の変化や家庭・地域社会の教育力の低下等により、子どもを取り巻く環境やそれによる子どもの育ちに変化が見られます。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児教育に関わる全ての者が相互に協力し、それぞれの役割を果たしながら、教育の質の向上に取り組むことが求められています。

徳島県教育委員会では、これまで「徳島県幼稚園教育振興プラン」(H15)、「徳島県幼児教育振興アクションプラン」(H21)、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」(H27)、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」(R2)を策定し、幼稚園教育を核とした幼児教育の振興に取り組んでまいりました。

平成29年3月の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「幼稚園教育要領等」という。）の改訂により、教育内容の一層の整合性が確保されました。幼児教育施設においては、その趣旨を踏まえた教育の実現に向けて着実な実践が積み重ねられてきているところです。さらに、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、幼児教育・保育への期待は更に高まっており、幼児教育・保育の質の向上が極めて重要となります。徳島県ではこのような社会の変化や国・県の動向を踏まえ、「徳島県教育振興計画」を定め、幼児教育の更なる振興・充実を図るための総合的な基本計画として「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」を策定しました。

各市町村においては、地域の実態や特色を踏まえた政策プログラムの策定が一層推進され、質の高い幼児教育の振興が図られることを期待します。

2 実施期間

本アクションプランの実施期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

3 本県における幼児教育の現状と課題

(1) 幼児を取り巻く環境と幼児の育ち

少子化や情報化、過疎化などの近年の社会の変化は、家庭や地域社会の教育力の低下や人間関係の希薄化を生み、幼児を取り巻く環境と幼児の育ちに変化をもたらしています。

徳島県においても、身近な自然や遊び場の減少等により、子ども同士で群れて遊び、葛藤しながら成長する機会は極端に少なくなっています。また、地域におけるつながりの希薄化等から、子育ての孤立化による保護者の育児不安や情緒の不安定も見られます。保護者の過重な労働の子育てへの影響や、子育てに夢を抱きづらい状況が懸念されます。

その結果、基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力の不足、自制心や規範意識の不足、運動能力の低下等、近年見られる子どもの育ちの変化は今日的課題となっています。幼児教育の場においても、幼児の健やかな成長への危機感は大きく、幼児の育ちの変化への対応が大きな課題となっています。

(2)「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」におけるこれまでの取組と課題

徳島県教育委員会では、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」を策定し、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実と、幼稚園等施設、家庭、地域社会、行政等による総合的な幼児教育の推進を目指し、取り組んできました。

これまでの取組を検証することで、次のような点が明らかになってきました。

○幼稚園・保育所・認定こども園等における質の高い幼児期の教育・保育の提供

幼児期の子どもに関わる幼稚園・保育所・認定こども園等、家庭、地域社会、行政等が、それぞれの役割を果たしながら連携し、取組を進めてまいりました。各施設においては、幼児を中心に据えた教育活動を展開し、幼児の健やかな育ちを支えていくことや幼児の育ちの変化とその背景にある問題を理解し、保護者との連携を大切にした質の高い幼児期の教育・保育の提供を目指してまいりました。

平成29年3月の幼稚園教育要領等の改訂により、教育内容の一層の整合性が確保されました。幼児教育施設においては、その趣旨を踏まえた教育の実現に向けて着実な実践が積み重ねられてきているところです。さらに、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、これまで以上に幼児教育の質の向上が求められるようになりました。質を向上するためには、幼児教育を更に充実させ伝承していくとともに、保護者や他校種の教員に幼児教育の重要性に対する理解を促していく発信力が必要となります。

○保育者の資質・能力と専門性の向上

質の高い幼児教育の提供には、保育者の資質・能力と専門性の向上が欠かせません。これまで教職員のライフステージに応じた研修の実施やニーズに応じた研修講座の提供等、研修体制の確立と研修内容の充実が図られてきました。しかし、そのような中、小規模園の増加や預かり保育の実施等により、研修への参加や園内研修の実施が難しいという課題があがってきました。また、効果的で質の高い研修を支える指導者の確保も必要となります。

県では、幼稚園教諭、保育士、保育教諭が施設内外において充実した研修を行うことができるように、学ぶことのできる場と機会を保障する体制の一環として、保育・幼児教育等の専門的知見や豊富な実践経験を有する人材を、徳島県保育・幼児教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として委嘱し、訪問指導事業を実施しています。各施設・大学・研究機関・団体等などと連携を図りながら研修体制を整備・構築してまいりましたが、引き続き研修等の充実に向けて改善が必要となっています。

○発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

幼・小連携の取組は、全ての県内公立校において実施されています。幼保・小・中連携推進事業「『学びのかけ橋』プロジェクト」指定地域における研究実践の普及により、架け橋期のカリキュラムの作成や互惠性のある合同活動も推進され、また、保・幼連携の取組も広がっています。

今後は、地域における保・幼・小連携の推進と内容の充実が必要であり、市町村による「幼保小の架け橋プログラム」の実施体制の構築が期待されます。幼児教育を担う施設においては、教育課程等のもと幼児期の成長発達の特性や段階に基づき幼児期にふさわしい教育を行うことが大切です。小学校以降の学習や生活の基盤の育成という観点から創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが重要になります。

○幼児教育推進体制の構築

県及び幼児教育を担う施設の設置者は、幼児教育推進体制の整備を行うことが必要です。これを受け、平成 28 年度に徳島県教育委員会内に徳島県保育・幼児教育センターを設置し、幼児教育の推進体制を構築してまいりました。幼児期の特性や幼児期にふさわしい指導内容や方法を理解するとともに、幼児教育の重要性に対する意識の向上を図るため、引き続き、各幼児教育担当部局、教育委員会、大学、各施設等と連携し幼児教育の推進体制を充実・活用・強化していく必要があります。

○家庭や地域の教育力の再生・向上

各施設においては、子育て支援活動や開かれた園づくりの取組が充実してきました。家庭や地域の人材などの園の教育活動への積極的活用も進み、教育活動の充実と地域の教育力の向上につながっています。県においては、家庭や地域の教育力向上のための研修や情報提供も実施されています。

これからは、子育てに関する相談体制の充実と、地域ぐるみで家庭教育を支援するための体制の整備が必要となります。

4 本県の幼児教育振興の方向性

(1) 目指す幼児教育

○人間形成の基礎を培う幼児教育

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として、社会の一員として、よりよく生きるための基礎を獲得していきます。また、幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であるため、この時期に経験しておかなければならないことを十分に行わせることは、将来、人間として充実した生活を送るうえで不可欠です。

このような幼児期に行われる教育は、幼児の心身の健やかな成長を促すうえで、極めて重要な意義を有しています。

○幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育

幼児教育を担う施設である幼稚園・保育所・認定こども園等においては、幼稚園教育要領等に述べられていることを基として、幼児期にふさわしい幼児教育の在り方を理解し、教育・保育を展開していくことが求められます。

幼児教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とします。幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること、遊びを通しての指導を中心としてねらいが総合的に達成されるようにすること、幼児一人ひとりの特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすることを重視しなければなりません。

そのためには、調和のとれた組織的・発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行うことが必要です。また、発達や学びの連続性を踏まえ、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる幼児教育という観点から教育・保育を見直し充実させていくことも大切です。

○全ての幼児に提供される質の高い幼児教育

全ての幼児に対して質の高い教育・保育が行われるように、幼児教育に携わる施設、家庭、地域社会、行政等が、それぞれの役割を果たしながら連携し、取組を進めていかなければなりません。

幼稚園・保育所・認定こども園等においては、幼児を中心に据えた教育活動を展開し、教育・保育の質の向上に努めることが求められます。そのためには、保育者の資質と専門性の向上が欠かせません。設置者や行政による幼児教育推進体制の整備と施設や家庭に対する支援、幼児教育の重要性に対する県民の意識の向上を促進する必要があります。

(2) 基本方針

本県が目指す幼児教育の実現に向けて、次の基本方針に基づき、県や設置者である市町村・学校法人・社会福祉法人等はもとより、県内全ての幼稚園・保育所・認定こども園等が各々に取り組むことを具体的に示します。

基本方針１ 幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実

徳島県保育・幼児教育センターを中核に、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育を提供できるように支えます。

基本方針２ 保育者の資質・能力及び専門性の向上

研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質・能力及び専門性の向上を目指します。

基本方針３ 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の充実を推進します。

基本方針４ 特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実

障がいのある幼児や外国籍等の幼児など、特別な配慮を必要とする幼児一人ひとりの実態に応じた適切な支援を行うとともに、保育者の専門性の向上、各種機関との連携を通して、幼稚園・保育所・認定こども園等における、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実を推進します。

基本方針５ 地域総ぐるみの子育て支援の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等のもつ専門性を生かし、幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

5 推進体制

○本県が目指す幼児教育を実現するために、施策の基本方針に則し、県内全ての幼稚園・保育所・認定こども園等、県や設置者である市町村・学校法人・社会福祉法人等、家庭や地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めていきます。

○「『幼児教育振興アクションプランⅣ』推進連絡協議会」を設置し、本アクションプランの諸施策についての進捗状況を把握するとともに、幼児教育推進上の課題や方向性を検討・協議し、より実効性のある取組となるように進めていきます。

*本アクションプランにおける「幼児教育」「保育」「保育者」の用語の扱いについて

「幼児教育」とは、幼児に対する教育を意味し、幼児が生活する全ての場において行われる教育を総称したものです。具体的には、幼稚園における教育、保育所や認定こども園における教育、家庭における教育、地域社会における教育を含み得る、広がりをもった概念として捉えられます。

「保育」という用語は、幼児教育の場において様々な定義で用いられてきました。(下記参照)本アクションプランにおいては、「保育」を、「乳児・幼児に対する教育で、幼児教育と同義語」として捉え、広義において、「幼児教育」「教育」と表記します。

ただし、「保育」という用語がこれまで用いられてきた経緯に鑑み、主に保育所において用いられてきた「養護と心身の発達を助長する教育が一体となって働く営み」としての「保育」、幼稚園において指導方法としての意味付けで用いられてきた「保育」は、これまでどおり狭義において「保育」と表記することとします。

また、幼児教育に携わる幼稚園教諭・保育士・保育教諭等は、「保育者」と表記します。

「保育」

大別して3通りに定義される。第一は、乳児・幼児に対する教育で、幼児教育と同義語。第二は、乳児・幼児に対して、生存上必要とする衣食住の世話と心理的欲求の充足を図る養護と心身の発達を助長する教育とが一体となって働く営み。第三は、小学校児童のうち親が共働きなどの理由で放課後鍵っ子となっているものに対し、放課後時刻まで生活・遊びを指導する営み。

「保育者」

幼稚園や保育所などで保育に従事する者の総称である。

出典：「現代保育用語辞典」フレーベル館 1997.2.3 初版 岡田正章・千羽喜代子編



第2章 基本方針と重点項目

基本方針 1

幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実

徳島県保育・幼児教育センターを中核に、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育を提供できるように支えます。

重点項目(1) 幼稚園教育要領等の内容の理解促進

幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解を促進します。

【県の取組】

●幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解促進

- ・訪問指導や研修会等の実施
- ・教育課程編成、全体的な計画の作成及び、指導上の諸課題に関する協議会の実施
- ・県内養成大学や各保育関係者からなる協議会等との協力・連携による理解促進

【設置者の取組】

●幼稚園教育要領等に基づいた施設への支援

- ・幼稚園教育要領等に基づいた教育・保育の展開に係る環境整備

●保育者の幼児教育に対する理解促進

- ・保育者の幼児教育に対する理解と実践力の向上に対する指導・支援

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解促進

- ・研修への積極的参加と自主研修の促進

●幼稚園教育要領等の趣旨や内容を具現化した教育・保育の展開

*徳島県保育・幼児教育センター

「全ての幼児に提供される質の高い幼児教育」の実現に向けて幼児教育の推進体制として、平成28年度県教育委員会内に設置。関係部局・大学・研究機関等との連携を図りながら、各市町村・各施設における教育・保育の質の向上に向け、幼児教育研修の充実や、保育・幼児教育アドバイザー派遣事業、幼保・小・中連携推進モデル事業などを行っている。

*全体的な計画の作成

- ・幼稚園教育要領第1章総則6 全体的な計画の作成

各幼稚園においては、教育課程を中心にして、教育課程に基づく指導計画、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、保健管理に必要な学校保健計画、安全管理に必要な学校安全計画等の計画を作成するとともに、それらの計画が関連をもちながら、一体的に教育活動が展開できるようにするため、全体的な計画を作成することが必要である。

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章総則第2

1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等
教育と保育を一体的に捉え、園児の入園から修了までの在園期間の全体にわたり、幼保連携型認定こども園の目標に向かってどのような過程をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにするものであり、子育ての支援と有機的に連携し、園児の園生活全体を捉え、作成する計画である。

- ・保育所保育指針第1章総則3 保育の計画及び評価(1)

全体的な計画の作成

ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。

重点項目(2) 教育・保育内容の充実

幼児期にふさわしい生活を展開するとともに、遊びを通しての総合的な指導を中心として、一人ひとりの特性や発達の課題に即した教育が行われるようにします。

【県の取組】

●教育課程の編成や全体的な計画、指導計画の作成の支援

・作成及びカリキュラム・マネジメントの推進のための資料や情報、研修の場の提供

●幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育内容の充実の支援

・施設への訪問による指導・支援
・アドバイザーの派遣による指導・支援

【設置者の取組】

●教育課程の編成や全体的な計画、指導計画の作成・改善の推進

・施設における教育課程作成状況の把握と適切な指導

●保育者が幼児に向き合うことのできる体制の整備

・研修の確保や事務の効率化への支援

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●教育課程の編成や全体的な計画、指導計画の作成及び教育・保育実践

・地域や施設の実態を踏まえた教育課程の編成や全体的な計画、指導計画の作成・改善
・幼稚園教育要領等の趣旨の理解と実現に向けた教育・保育の実施
・幼児期の特性を踏まえた環境を通して行う教育・保育の展開

*アドバイザーの派遣

県では、教育・保育の充実を支援するため、県内の幼稚園・保育所・認定こども園等にアドバイザーを派遣する事業を行っている。アドバイザーには、保育・幼児教育等の専門的知見や豊富な実践経験を有する人材を委嘱している。



重点項目(3) 教育・保育内容の評価

日々の実践を振り返り、保育に生かすなど、カリキュラム・マネジメントを実施し、園全体の教育を評価・公表することで、教育・保育の質の向上を図ります。

【県の取組】

●評価についての理解促進と評価実施の推進

- ・評価の実施状況の調査や、施設運営の評価の充実・促進

●自己評価・関係者評価の実施の促進

- ・日々の保育に生かす評価の推進

【設置者の取組】

●施設運営に関する評価の実施状況の把握と適切な指導

●評価結果を基にした改善措置

- ・評価の結果に応じた施設への支援や環境整備等の改善措置

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●評価の実施による園運営の改善・向上

- ・自己評価の実施と公表
- ・関係者による評価や第三者評価の実施と公表
- ・カリキュラム・マネジメントの実施による教育・保育の改善

●指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価による指導の充実

- ・幼児の発達に即した主体的・対話的で深い学びが実現する計画や指導の充実
- ・日々の記録やドキュメンテーション等を活用した評価による教育・保育の改善

* 幼児理解に基づいた評価

幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評価によって捉えるものでなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切である。

(今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告

令和6年10月)

重点項目(4) 教育・保育環境の整備

全ての施設において、幼児に対する教育・保育が提供できるように環境を整備します。

【県の取組】

●教育機会確保の推進

- ・満3歳からの幼児に対する教育機会確保の重要性の周知

●教育・保育環境の充実促進

- ・幼児期の特性を踏まえた、環境や環境を通して行う教育についての理解促進

【設置者の取組】

●満3歳からの幼児に対する教育機会の確保

- ・満3歳からの幼児に対して教育が提供できる体制の整備

●安全で豊かな環境の整備

- ・園舎、園庭の自然物や遊具等の環境の整備
- ・地域や園の特色を生かした幼児期にふさわしい環境の整備
- ・質の高い教育・保育のための人的環境の充実
- ・必要なデジタル環境の整備や支援

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●豊かな環境づくり

- ・幼児期や幼児一人ひとりの発達の段階を考慮した環境の構成
- ・具体的なねらいや内容にふさわしい環境の構成
- ・幼児が主体的に活動を行う中で、幼児期に必要な経験を積み重ねることができる環境の構成
- ・人材や公共施設、地域資源の活用など、地域や園の特色を生かした計画的で豊かな環境の構成

* 幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境には、デジタル環境が含まれる。

重点項目(5) 安全で安心できる環境の充実

幼児等が安全に安心して園生活を送れるように、自然災害への対応や防犯対策、感染症対策、バスの送迎も含めた交通安全対策等、安全に関する理解や習慣を深め、適切な行動がとれるよう、保育者等の安全教育に関する実践力の向上を図り、各施設における安全教育を充実させるとともに、幼児等の安全を確保するための環境を整えます。

【県の取組】

●安全教育に関する実践力向上のための研修等の実施

- ・安全教育、安全管理に関する実践研究の周知・研修の実施
- ・学校安全計画等の作成と改善の推進

●安心・安全な環境の充実促進

- ・危機管理体制整備の重要性の情報の提供と周知、安心・安全な環境の整備の推進
- ・危機管理マニュアル作成と改善の推進及び参考資料等の提供

【設置者の取組】

●各園等の安全教育を支援することによる、計画的、組織的な安全教育の充実

●各地域の実情、各園等の課題に応じた研修の実施

●安全で安心な環境の整備

- ・園舎や園庭、遊具等、施設設備の整備
- ・各園の危機管理体制や安全管理の実態の把握と指導・助言
- ・家庭、地域社会（警察署、その他の関係機関等）と連携した地域全体で見守る体制の整備

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●安全教育の実施

- ・保育者の支援を受け、遊びや園生活を通して自ら安全な生活を送ろうとすることを目指す安全教育の実施
- ・安全に関する指導のための学校安全計画等の作成・改善と計画に基づく安全教育（防災、防犯、交通安全）の実施
- ・家庭や地域と連携した避難訓練等の実施及び保護者への意識啓発

●安全管理体制の整備

- ・園舎や園庭、遊具等、施設設備の安全点検の実施
- ・感染症発生時、熱中症警戒アラート発表時の対応等の徹底
- ・危機管理マニュアルの作成・改善と危機管理体制の整備
- ・避難訓練等の実施（災害・交通安全・不審者侵入時の対応など）
- ・事故等発生に備えた安全管理の徹底
- ・情報管理・情報セキュリティ対策の徹底
- ・家庭や地域社会（警察署、その他の関係機関等）との連携・協力による安全確保体制の構築

*学校安全計画、危機管理マニュアル作成・改善に関する参考資料

- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き
- ・「こどものバス送迎・安全徹底プラン」、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」

*全国各地の一部の保育施設等で、虐待等が行われていたという事案が相次ぎ、国は令和5年5月に「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し、不適切な保育や虐待等の考え方の明確化を行うとともに、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等や自治体にそれぞれ求められる事項等を改めて整理示した。

また、保育所・幼稚園・認定こども園等のバス送迎時の置き去りに起因する死亡事故を受けて、国は令和4年10月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を策定し、令和5年4月から園児らの見落としを防止する安全装置の装備を義務付けた。

基本方針2

保育者の資質・能力及び専門性の向上

研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質・能力及び専門性の向上を目指します。

重点項目(1) 教員育成指標等を踏まえた研修の実施

保育者のキャリアステージに応じた研修を実施します。

【県の取組】

●幼稚園等教員育成指標モデルの周知・活用の徹底と推進

- ・高度専門的職業としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質・能力を明確化するための幼稚園等教員育成指標モデルの周知・活用の徹底と推進
- ・保育者のキャリアステージやニーズに応じた研修の実施

●幼稚園等教員育成指標モデルの検討・改訂の実施

- ・新たな教育課題等を踏まえた、内容の検討・改訂の実施

【設置者の取組】

●幼稚園等教員育成指標及び教員研修計画の作成・活用

- ・市町村の課題を踏まえた幼稚園等教員育成指標の改訂

●幼稚園等教員育成指標及び教員研修計画に基づいた研修の実施

- ・市町村の課題及び保育者のキャリアステージに応じた教員研修計画の作成・改善

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●施設の実態に合わせた研修計画の作成と実施

- ・施設の実態に合わせた研修計画や組織的な園内研修の実施
- ・保育者のキャリアステージに基づいた研修や保育の視点を明確にした研修
- ・保育者の同僚性・協働性の向上を図る研修の充実

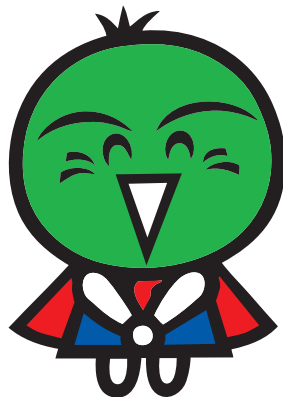
* 幼稚園等教員育成指標モデル

平成29年4月に施行された教育公務員特例法の一部を改正する法律を踏まえ、本県の公立幼稚園等の園長及び教員が、高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質・能力について、平成29年度に徳島県教育委員会がモデルとして示したものの。(令和4年度改訂)

※参考資料(徳島県幼稚園等教員育成指標モデルを掲載している冊子)

「徳島県保育・幼児教育アドバイザー訪問の手引き」、

「全ての幼児に提供される質の高い幼児教育のためのQ&A集」平成31年 徳島県教育委員会



重点項目(2) 研修体制・研修内容の充実

設置者と各施設が連携して、研修の実施体制と研修内容の充実を図ります。

【県の取組】

●幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修実施体制の構築

- ・教育委員会・福祉関係部局等との連携による幼児教育研修の推進
- ・大学・関係機関等との連携による指導者の確保

●各市町村で実施する研修に対する支援

- ・訪問指導やアドバイザー派遣による支援

●体系的で効果的な研修の実施

- ・幼稚園等教員育成指標を踏まえた、キャリアステージや経験、ニーズに応じた研修
- ・指導内容や指導方法などの専門的な研修や実技研修
- ・教育課題解決に向けた実践的な研修
- ・ICTを利用した研修

●市町村や施設における研修の支援

- ・市町村や施設に応じたアドバイザーの派遣や指導助言
- ・幼稚園等教員育成指標を踏まえた、教員研修計画の作成の推進
- ・指導資料や有効な研修方法についての情報提供や周知

【設置者の取組】

●研修への積極的参加の促進と受講者の把握

●市町村における研修体制の整備

- ・市町村の実情や課題を踏まえた研修の実施
- ・幼児教育を担う施設間や、小学校との合同研修の実施体制の整備

●研修の機会確保のための環境整備

●地域の実態を踏まえた研修の実施

- ・保育者のキャリアステージに応じた研修や市町村の課題を踏まえた教員研修計画の作成と実施
- ・施設間や小学校との合同研修の内容の充実

●施設における園内研修の充実に対する支援

- ・地域の実情や課題を踏まえた研修内容や公開保育等による具体的な研修の実施・促進

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●積極的な参加と研修内容の共有

●園内研修の実施など、研修体制の整備

- ・研修時間の確保と実施方法の工夫
- ・研修の中心的役割を果たす中堅教員の育成

●施設の実態を踏まえた研修の実施

- ・幼稚園教育要領等の改訂内容を踏まえた研修
- ・幼児理解に基づいた研修や保育の視点を明確にした研修
- ・事例研究や研究保育における協議など、具体的で焦点化した研修・研究の実施
- ・長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かした、実践と理論をつなぐ研修
- ・保育者の同僚性・協働性の向上を図る研修の充実

基本方針3

発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の充実を推進します。

重点項目(1) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれるよう、教育・保育を推進します。

【県の取組】

●幼稚園教育要領等の周知

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の推進

【設置者の取組】

●設置する施設に対する、幼稚園教育要領等の普及

- ・各施設への幼稚園教育要領等の内容の周知

●発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育実践の推進

- ・幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●小学校以降の教育に対する理解

- ・幼児教育の独自性の理解と小学校以降の教育に対する理解
- ・幼児・児童に求められる資質・能力の育成の共通理解

●発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育実践

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いた教育・保育実践
- ・幼児期・児童期の発達の特性や段階についての理解
- ・幼児期から児童期への教育に対する理解

* 「幼児期において育みたい資質・能力」

「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の3つを示し、幼稚園教育要領の第2章に示すねらい・内容に基づく活動全体によって育むことが示されている。

(幼稚園教育要領解説 序章 第1節

改訂の基本的な考え方(2) 改訂の基本方針①)

* 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形・標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)を明確にし、これを小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとすることを示した。

(幼稚園教育要領解説 序章 第1節

改訂の基本的な考え方(2) 改訂の基本方針②)

* 「幼保小の架け橋プログラム」の推進

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と小学校学習指導要領では、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を重視している。

子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期(義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざすものとして、「幼保小の架け橋プログラム」を実施している。

重点項目(2) 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進

幼児教育と小学校教育の更なる円滑な接続及び「架け橋期の教育」の充実のため、幼稚園・保育所・認定こども園等と、相互理解を基にした連携・接続を推進します。

【県の取組】

●小学校との連携・接続の推進

- ・ 小学校教育との円滑な接続の在り方についての理解促進と実践の推進

●連携推進事業の実施と成果の普及

- ・ 幼保・小・中連携推進事業「『学びのかけ橋』プロジェクト」の普及

【設置者の取組】

●地域における小学校との連携・接続の推進

- ・ 小学校区における幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の相互理解の推進
- ・ 相互理解に向けた、具体的な協議等を行うことができる場の設定
(「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制の構築)
- ・ 幼保・小・中連携推進事業「『学びのかけ橋』プロジェクト」の活用

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●近隣の小学校との連携・接続の充実

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにした、幼児・児童に求められる資質・能力の相互理解による教育の充実
- ・ 接続期の取組の充実と接続カリキュラムの作成

●小学校との互惠性のある合同活動の実施

- ・ 年間計画の作成や継続的な実施を視野に入れた協議・相談
- ・ 合同活動の事前・事後の話し合いによる幼児・児童の学びの検証と活動の充実

重点項目(3) 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が相互に教育・保育についての理解を深め、幼児の豊かな育ちにつながる連携を促進します。

【県の取組】

●幼稚園・保育所・認定こども園等相互の理解と連携の推進

- ・ 共に学ぶことのできる合同研修の実施
- ・ 各施設のニーズに合わせた研修の実施
- ・ 幼稚園や保育所、認定こども園での教育・保育経験を有するアドバイザーの派遣

【設置者の取組】

●連携体制の構築と連携の推進

- ・ 各施設の担当部局間による連携
- ・ 合同研修等の実施による相互理解の推進
- ・ 各施設の職員の知識や実践などの専門性を生かした交流の実施

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●日常的・継続的な交流の実施

- ・ 幼児同士の交流や保育者間の関係づくり
- ・ 地域の子どもの成長を共に支えていこうとする保育者の意識の醸成
- ・ 研修やアドバイザーの訪問指導等による、教育・保育内容についての理解の深化

基本方針4

特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実

障がいのある幼児や外国籍等の幼児など、特別な配慮を必要とする幼児一人一人の実態に応じた適切な支援を行うとともに、保育者の専門知識の向上、各種機関との連携を通して、幼稚園・保育所・認定こども園等における、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実を推進します。

重点項目(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実

特別な配慮を必要とする幼児についての理解を促進するとともに、保育者の専門知識の向上を図り、各施設における指導の充実を推進します。

【県の取組】

- 保育者の専門知識向上のための研修等の実施
 - ・ポジティブ行動支援の取組の推進
- 特別支援教育に関するモデル研究等の情報提供
 - ・支援方法のデータベース化等の成果の普及
- 県民への理解啓発
 - ・講演会や研修会、資料配付等による啓発
- 海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、医療的ケア児、その保護者への支援に関する、国からの通知や支援事業等の情報の提供・周知

*ポジティブ行動支援

障がいの有無に関わらず、望ましい行動を効果的に教え、その行動ができた際に賞賛や承認をすることにより、すべての幼児児童生徒が主体的に適切な行動を学ぶ教育方法

※参考資料

「わかった！できた！自信とやる気を育てる
「ポジティブな行動支援」～子どもも教師も
幸せな学校をめざして～」

平成31年2月 徳島県教育委員会

【設置者の取組】

- 幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備
 - ・基礎的環境整備や合理的配慮の促進
- 地域の実情に応じた研修の実施
- 住民に対する理解啓発
- 海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、医療的ケア児、その保護者に対する支援の充実
 - ・生活上の課題や困難等に応じた幼児や保護者への支援の充実
 - ・海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、医療的ケア児、保護者を受け入れている施設等との連携

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

- 教育的ニーズの把握と個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用
 - ・特別な支援を必要とする幼児についての共通理解と合理的配慮の提供
- 積極的な研修参加と自主的・計画的な研修の実施
- 保護者への理解啓発と信頼関係の構築
 - ・講演会や研修会等による特別な支援を必要とする幼児への理解・啓発
- 海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、医療的ケア児、その保護者に対する支援
 - ・園全体での共通理解、幼児や保護者と関わる体制の整備
 - ・生活上の課題や困難等に配慮を要する幼児や保護者への支援
 - ・一人一人の実態を的確に把握した指導内容・方法の工夫

重点項目(2) 専門性のある相談・支援体制の整備

幼児一人一人の個性をとらえ、個に応じたきめ細かい教育を行うという視点に立った相談・支援体制を整備し、各施設における特別な配慮を必要とする幼児への支援を支えます。

【県の取組】

●基礎的環境整備の促進

●専門性のある支援体制の整備と活用の促進

- ・ 特別支援教育巡回相談員の配置と特別支援教育専門家チームの設置
- ・ 各特別支援学校のセンター的機能の推進

●専門性のある相談体制の整備と活用の促進

- ・ 専門家チームの派遣や医療関係者によるアドバイス、相談事業等の実施
- ・ 専門性のあるアドバイザーの派遣

【設置者の取組】

●基礎的環境整備の促進

●特別支援教育支援員の配置

●相談・支援事業に関する情報提供と事業の活用・促進

●施設や保護者に対する相談窓口の設置

- ・ 早期からの教育相談や保護者への情報提供の実施

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●支援委員会の組織と運用

- ・ 特別な支援を必要とする幼児に対する指導の充実と保育者の指導力の向上

●管理職や担当者による相談の実施

- ・ 保護者に対する相談の実施や情報の提供

●特別支援教育コーディネーターの指名

- ・ 関係機関、特別支援教育巡回相談員や特別支援教育専門家チームとの連携

●相談・支援事業の活用による指導の充実

*外国籍等の幼児

外国籍の幼児や海外から帰国した日本国籍の幼児、両親が国際結婚である幼児等を指す。

*医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な幼児等のこと。

*子どもや家庭の多様性の尊重

令和3(2021)年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の法案が可決され（令和3(2021)年9月施行）、国や地方自治体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に関わる施策を実施する責務を負うこととなった。

令和4(2022)年6月に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」では乳幼児期の対応策として、外国人の幼児に対し幼稚園、保育園等への入園を促進し義務教育諸学校への就学に円滑につなげる重要性を言及している。

重点項目(3) 関係機関と連携した早期からの切れ目ない支援体制の構築

インクルーシブ教育体制の中で、必要な支援を幅広い分野から、切れ目ない支援を受けられるようにするために、各施設、保護者、行政、専門機関等が連携した継続的な支援を可能にする体制の構築を推進します。

【県の取組】

●継続的な教育相談・指導を行うための体制整備

- ・徳島県教育支援委員会及び地域特別支援連携協議会連絡会の設置と運用
- ・市町村のインクルーシブ教育体制の強化や相談支援体制の整備に対する支援

●個別の教育支援計画の作成の支援

●モデル研究等に関する情報提供

- ・早期からの教育相談・支援体制構築事業の成果の普及

●県の関係機関の周知や情報提供の実施

【設置者の取組】

●市町村教育支援委員会及び地域特別支援連携協議会の機能の拡充

- ・教育相談との連携による障がいのある子どもの情報の継続的な把握
- ・早期からの教育相談・支援の実施と就学に関する情報提供

●個別の支援計画の作成・活用の促進

●引継ぎの体制づくりと場の設定

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成・活用

- ・専門機関、放課後デイサービス事業所等との連携による適切な支援の計画的、組織的な提供

●個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した小学校等への移行の支援

- ・児童館等の関係施設や小学校、特別支援学校との話合いや情報交換の実施

*インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

インクルーシブ教育体制においては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

* 関係機関

関係機関一覧(p.22) 参照

基本方針5

地域総ぐるみの子育て支援の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等のもつ専門性を生かし、幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

重点項目(1) 各施設における子育て支援の充実

地域の幼児教育の中核的存在としての役割を支援します。

【県の取組】

●子育て支援活動の推進

●家庭や地域の教育力向上のための支援

- ・親子で楽しむ講座や高齢者など地域の経験豊富な人材・資源を活用した子育て支援のための講座開講
- ・家庭の教育力向上のための資料や情報の提供
- ・体罰によらない子育て等に関する講座の実施など、保護者支援の充実

【設置者の取組】

●子育て支援体制の充実

- ・地域の子育て支援体制の整備と施設における子育て支援に関する活動への支援

●家庭や地域の教育力向上に資する取組の実施

- ・家庭教育に関する研修の機会の提供
- ・地域の様々な資源を活用した子育て支援活動の推進

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●幼児教育の専門機関としての子育て支援機能の充実

- ・保護者が子育ての楽しさを実感することのできる子育て支援活動
- ・未就園児保育や園庭開放等、幼児教育を担う施設としての機能や場の開放

【家庭や地域社会の取組】

●子育てを支援する地域のネットワークづくり



重点項目(2) 家庭や地域社会、関係機関との連携の充実

幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

【県の取組】

●家庭や地域社会との連携の推進

●地域ぐるみで家庭教育を支援する基盤の形成

- ・保護者や教育関係者、家庭教育の支援に携わっている方を対象とした家庭教育に関する研修の実施
- ・PTA家庭教育担当者等を対象とした家庭教育に関する研修の実施
- ・保護者を対象とした家庭教育に関するワークショップの実施
- ・子育て家庭の孤立を防ぎ、虐待を防止する相談窓口の充実・強化

【設置者の取組】

●家庭や地域社会との連携体制の整備

- ・関係機関等の情報提供
- ・地域の人材ネットワークづくり

●地域の子どもを地域で育てるネットワークづくり

- ・親子で共に参加できる自然体験活動や社会体験活動などの実施

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●家庭や地域社会との連携の充実

- ・幼児の生活の連続性を踏まえた望ましい生活習慣の形成
- ・地域の資源を活用した豊かな体験
- ・家庭教育を充実し、虐待を予防するための保護者への支援

●開かれた園づくり

- ・地域の行事への参加や異世代間の交流などを通じた地域との協力関係の構築
- ・子育てに関する情報発信

【家庭や地域社会の取組】

●幼児の健やかな成長を支える家庭教育の充実

- ・PTA活動や研修への参加等による家庭教育の重要性の理解

●地域の子どもを地域で育てる活動の充実



重点項目(3) 預かり保育や延長保育の充実

幼児の心身の負担に配慮し、家庭生活との連続性を図った預かり保育や延長保育を推進します。

【県の取組】

●預かり保育や延長保育の質の向上についての周知

- ・学校教育法や幼稚園教育の基本を踏まえた、教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動としての預かり保育の趣旨の周知・理解促進
- ・幼児の心身の負担に配慮した預かり保育や延長保育の推進
- ・家庭生活との連続性を図った預かり保育や延長保育の推進

【設置者の取組】

●預かり保育や延長保育の質の向上に向けた体制整備

- ・教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動としての趣旨を踏まえた預かり保育の推進
- ・地域の実態や保護者の事情を踏まえた預かり保育や延長保育の実施
- ・適切な責任体制と指導体制及び環境の整備

●家庭との連携の促進と支援

- ・家庭の教育力向上に対する取組の推進

【幼稚園・保育所・認定こども園等の取組】

●教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動計画の作成・実施

- ・教育課程との関連や家庭及び地域での幼児の生活を考慮した計画の作成・実施

●幼児の心身の負担に配慮した預かり保育や延長保育の実施

- ・一人一人の生活リズムや無理のない1日の流れを考慮した柔軟な保育
- ・地域の人的・物的資源を活用した多様な体験

●各担当者同士の連携・協力体制の整備

- ・それぞれの担当者同士の研修の実施
- ・幼児の成長・発達段階についての共通理解や情報交換の実施

●家庭との連携

- ・幼児の家庭での過ごし方や施設での様子についての情報交換
- ・家庭における教育が充実するような保護者への働きかけ

【家庭や地域社会の取組】

●幼児にとって望ましい生活習慣の形成

●預かり保育や延長保育における多様な体験活動への支援

参考となる資料

【教育・保育の基本】

- 「幼稚園教育要領」「幼稚園教育要領解説」平成30年 文部科学省
- 「保育所保育指針」「保育所保育指針解説」平成30年 厚生労働省
- 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」平成30年 内閣府 文部科学省 厚生労働省

【施策等】

- 徳島教育大綱 令和6年3月 徳島県
- 徳島県教育振興計画（第4期）令和6年3月 徳島県教育委員会
- 徳島県こども計画 令和7年3月 徳島県

【指導資料等】

- 「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」令和3年2月 文部科学省
- 「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」令和5年3月 文部科学省
- 「指導と評価に生かす記録」令和3年10月 文部科学省
- 「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」令和2年3月 文部科学省
- 「保育所における自己評価ガイドライン」令和2年改訂 厚生労働省
- 「幼稚園における学校評価ガイドライン」平成24年改訂 文部科学省
- 「幼児期運動指針」「幼児期運動指針ガイドブック」平成24年 文部科学省
- 「徳島県保育・幼児教育アドバイザー訪問の手引き」平成31年 徳島県教育委員会
- 「全ての幼児に提供される質の高い幼児教育のためのQ & A集」平成31年 徳島県教育委員会

【幼保小の架け橋プログラム】

- 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～ 令和5年 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会
- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版） 文部科学省
- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版） 文部科学省

【人権教育】

- 「人権教育の指導方法等の在り方について 第三次とりまとめ」平成20年 文部科学省
- 「徳島県人権教育推進方針」平成16年（平成26年一部追記）徳島県教育委員会
- 「人権教育指導者用手引書“あわ”人権学習ハンドブック」平成19年 徳島県教育委員会
- 「人権教育指導者用手引書Ⅱ“あわ”人権学習ハンドブックプラス」平成27年 徳島県教育委員会
- 「性の多様性を理解するために－教職員用ハンドブック－」平成30年 徳島県教育委員会
- 「人権教育資料を活用した同和問題に関する学習指導案事例集」令和4年 徳島県教育委員会
- 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」令和5年 徳島県家庭庁

【食育】

- 「食に関する指導の手引－第1次改訂版－」平成22年 文部科学省
- 「徳島県学校食育指導プランⅡ『す・だ・ち』」平成27年 徳島県教育委員会
- 保育所における食事の提供ガイドライン 平成24年 厚生労働省

【防災・安全教育】

- 「『幼稚園における緊急地震速報に対応した先進的な避難行動に関する実践研究』報告書」平成27年 徳島県教育委員会
- 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 平成31年 文部科学省
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引き 平成30年 文部科学省
- 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き 平成24年 文部科学省
- 学校における熱中症対策ガイドライン 令和6年 文部科学省
- 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」令和4年 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【特別支援教育】

- 「通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする子どものチェックシート」
平成 16 年 徳島県教育委員会
<http://www.tokushima-ec.ed.jp/> 特別支援 / 特別支援教育に関する資料（ダウンロード） /
- 「特別な支援を必要とする子どもの参考資料」
平成 16 年 特別支援教育推進体制モデル事業に係る調査研究運営会議
<http://www.tokushima-ec.ed.jp/> 特別支援 / 特別支援教育に関する資料（ダウンロード） /
- 「徳島県の特別支援教育の取り組み」平成 18 年 徳島県教育委員会
<http://www.tokushima-ec.ed.jp/> 特別支援 / 特別支援教育に関する資料（ダウンロード） /
- 「個別の指導計画を作成するために－特別な支援を必要とする児童生徒への対応－」
平成 20 年 徳島県立総合教育センター
<http://www.tokushima-ec.ed.jp/> 特別支援 / 特別支援教育に関する資料（ダウンロード） /
- 「個別の教育支援計画を作成するために－『家庭や関係機関と連携した支援のためのツール』－改訂版」
令和 3 年 徳島県立総合教育センター
<http://www.tokushima-ec.ed.jp/> 特別支援 / 特別支援教育に関する資料（ダウンロード） /
- 「たくさんの「できた！」で子どもたちの育ちを支えるポジティブな行動支援による保育
～子どもも保育者も笑顔があふれる園をめざして」～令和 2 年 徳島県教育委員会
<http://manabinohiroba.tokushima-ec.ed.jp/> 特別支援まなびの広場パンフレット等（ダウンロード） /
- 親も子もポジティブ支援で HAPPY LIFE
～ポジティブな行動支援で子どものやる気を引き出すしかけづくり～
令和 2 年 国立大学法人鳴門教育大学・徳島県教育委員会
<http://manabinohiroba.tokushima-ec.ed.jp/> 特別支援まなびの広場パンフレット等（ダウンロード） /
- 2024 ポジティブ行動支援実践事例集Ⅰ・Ⅱ 令和 3 年・4 年
<http://manabinohiroba.tokushima-ec.ed.jp/> 特別支援まなびの広場パンフレット等（ダウンロード） /

【読書】

- 「とくしまの子どものためのブックリスト 100！」 平成 29 年 徳島県教育委員会
- 「とくしまの赤ちゃんのためのブックリスト 100！」 平成 29 年 徳島県教育委員会
- 「徳島県子どもの読書活動推進計画【第 5 次推進計画】」 令和 6 年 徳島県教育委員会

【子育て支援】

- 「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集」 平成 21 年 文部科学省
- 「子育て支援指導者養成研修に関する研修について－研修プログラム作成協力者会議－」
平成 20 年 子育て支援に関する研修プログラム作成協力者会議

【家庭教育】

- 保護者向け「とくしま親なびプログラム集」 平成 30 年 徳島県教育委員会

【研修等】

- 令和 6 年度 研修講座一覧 とくしま教職員研修 徳島県教育委員会
- とくしま教員育成指標〈改訂版〉 令和 5 年 2 月 徳島県教育委員会
- 徳島県幼稚園等教諭教員育成指標モデル〈改訂版〉 令和 5 年 2 月 徳島県教育委員会

【キャリア教育】

- 「徳島県キャリア教育推進指針Ⅲ ～とくしまの未来を切り拓くキャリア教育～」
令和 6 年 3 月 徳島県教育委員会

関係機関一覧

担当部・課	電話番号	項 目
● 徳島県教育委員会		
義務教育課 (徳島県保育・幼児教育センター)	088-621-3196	・ 幼児教育全般、公立幼稚園等に関すること ・ 研修に関すること ・ アドバイザー等派遣事業に関すること
教職員課	088-621-3128	・ 教員職員免許状の授与等に関すること
体育健康安全課	088-621-3167	・ 運動・生活習慣や食育に関すること ・ 防災・安全教育に関すること
人権教育課	088-621-3155	・ 人権教育に関すること
生涯学習課	088-621-3148	・ 家庭教育やPTA活動に関すること
特別支援教育課	088-621-3142	・ 特別支援教育全般に関すること
● 徳島県立総合教育センター		
教職員研修課	088-672-5100	・ 教職員研修全般に関すること
学校経営支援課	088-672-6420	・ 研修講師の要請訪問に関すること ・ 参考図書の閲覧・貸出に関すること
特別支援・相談課	088-672-5200	・ 特別支援教育全般に関すること ・ 相談・支援や研修に関すること
生涯学習支援課	088-672-5400	・ 家庭教育支援に関すること ・ 図書やビデオの閲覧・貸出、 親子で楽しむイベントなど
● こども未来部		
子育て応援課	088-621-2164	・ 保育所・認定こども園に関すること ・ 保育士資格に関すること ・ 子育て支援に関すること
こども未来政策課	088-621-2026	・ 私立幼稚園全般に関すること
● その他		
鳴門教育大学教務部学術情報推進課 教育連携企画係	088-687-6101	・ 教育支援講師・アドバイザー等派遣事業に関すること
徳島県人権教育研究協議会	088-625-6150	・ 就学前人権教育に関すること
徳島県保育事業連合会	088-654-4461	・ 保育士研修事業に関すること
中央こども女性相談センター	088-622-2205	・ 児童福祉の専門機関 ・ 養護相談、障がい相談、育成相談 (しつけ等) など、児童相談全般に 関すること
南部こども女性相談センター	0884-22-7130	
西部こども女性相談センター	0883-53-3110	
こども家庭支援センターひかり	088-666-2211	
徳島発達障がい者総合支援センター ハナミズキ	0885-34-9001	・ 発達障がいのある方やその家族などの 支援に関すること ハナミズキ https://www.pref.tokushima.lg.jp/hattatsu/hanamizuki/
徳島発達障がい者総合支援センター アイリス	0883-63-5211	
徳島保健所	088-652-5151	・ 医師、保健師などによる療育相談や療育指導、 母子保健や精神保健福祉相談などに関すること
阿南保健所	0884-22-0072	
美波保健所	0884-74-7343	
吉野川保健所	0883-24-1114	
美馬保健所	0883-52-1017	
三好保健所	0883-72-1122	

★市役所や市町村役場、教育委員会等にも、各種情報提供・相談の窓口があります。

令和6年度「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」策定検討会議委員一覧

(敬 称 略)

徳島県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 会長 認定こども園はのうら幼稚園 PTA会長	河 井 千 恵
徳島県私立幼稚園・認定こども園協会 会長 学校法人木内学園 認定こども園はのうら幼稚園長	木 内 啓 嗣
美馬市教育委員会 教育委員	近 藤 陽 子
国立大学法人鳴門教育大学 教授	佐々木 晃
徳島県国公立幼稚園・こども園PTA連合会 会長 美馬市立江原認定こども園 PTA会長	下久保 聡 彦
徳島県国公立幼稚園・こども園教育研究会 会長 徳島市立千松幼稚園長	松 家 敬 子
徳島県市町村教育委員会連合会 会長 徳島市教育委員会 教育長	松 本 賢 治
徳島県保育事業連合会 会長 社会福祉法人和田島福祉会 花しんばり子ども園長	大 和 忠 広
こども未来部こども未来政策課長	大 井 文 恵
こども未来部子育て応援課長	玉 岡 あき子
徳島県教育委員会 義務教育課長	長 谷 彰 彦





令和 7 年 3 月 徳島県教育委員会

1. 策定の趣旨

本アクションプランは、令和 7 年度からの 5 年間にわたって、幼児教育の振興・充実を図るための総合的な基本計画です。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえた充実した教育が行われることが求められます。

近年の発達心理学、教育心理学、脳科学、教育経済学など様々な研究成果において、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であるだけでなく、その後の人生において、長期にわたって学業や家庭生活、社会生活など多面的によい効果をもたらすことが明らかにされてきています。

全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基礎となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要です。

令和 2 年策定の「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」の趣旨・方向性を引き継ぎつつ、このような社会の変化や国・県の動向及び現行プランの検証を踏まえ、策定するものです。

2. 本県の幼児教育振興の方向性

1. 目指す幼児教育

- 人間形成の基礎を培う幼児教育
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育
- 全ての幼児に提供される質の高い幼児教育



2. 基本方針と重点項目

本県が目指す幼児教育の実現に向けて、次の基本方針に基づき、県や設置者である市町村・学校法人・社会福祉法人等のもとより、県内全ての幼稚園・保育所・認定こども園等が各々に取り組むことを具体的に示します。

基本方針 ①

幼稚園・保育所・
認定こども園等における
幼児教育の充実

徳島県保育・幼児教育センターを中核に、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育を提供できるように支えます。



重点項目 ① 幼稚園教育要領等の内容の理解促進

幼稚園教育要領等の趣旨や内容の理解を促進します。

重点項目 ② 教育・保育内容の充実

幼児期にふさわしい生活を展開するとともに、遊びを通しての総合的な指導を中心として、一人ひとりの特性や発達の課題に即した教育が行われるようにします。

重点項目 ③ 教育・保育内容の評価

日々の実践を振り返り、保育に生かすなど、カリキュラム・マネジメントを実施し、園全体の教育を評価・公表することで、教育・保育の質の向上を図ります。

重点項目 ④ 教育・保育環境の整備

全ての施設において、幼児に対する教育・保育が提供できるように環境を整備します。

重点項目 ⑤ 安全で安心できる環境の充実

幼児等が安全に安心して園生活を送れるように、自然災害への対応や防犯対策、感染症対策、バスの送迎も含めた交通安全対策等、安全に関する理解や習慣を深め、適切な行動がとれるよう、保育者等の安全教育に関する実践力の向上を図り、各施設における安全教育を充実させるとともに、幼児等の安全を確保するための環境を整えます。

基本方針②

保育者の資質・能力及び専門性の向上

研修体制を整備するとともに研修内容の充実を図り、保育者の資質・能力及び専門性の向上を目指します。

重点項目① 教員育成指標等を踏まえた研修の実施

保育者のキャリアステージに応じた研修を実施します。

重点項目② 研修体制・研修内容の充実

設置者と各施設が連携して、研修の実施体制と研修内容の充実を図ります。



基本方針③

発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の充実を推進します。

重点項目① 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれるよう、教育・保育を推進します。

重点項目② 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進

幼児教育と小学校教育の更なる円滑な接続及び「架け橋期の教育」の充実のため、幼稚園・保育所・認定こども園等と、相互理解を基にした連携・接続を推進します。

重点項目③ 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携の促進

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が相互に教育・保育についての理解を深め、幼児の豊かな育ちにつながる連携を促進します。

基本方針④

特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実

障がいのある幼児や外国籍等の幼児など、特別な配慮を必要とする幼児一人一人の実態に応じた適切な支援を行うとともに、保育者の専門知識の向上、各種機関との連携を通して、幼稚園・保育所・認定こども園等における、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実を推進します。

重点項目① 幼稚園・保育所・認定こども園等における指導の充実

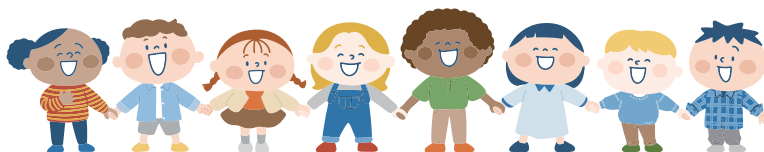
特別な配慮を必要とする幼児についての理解を促進するとともに、保育者の専門知識の向上を図り、各施設における指導の充実を推進します。

重点項目② 専門性のある相談・支援体制の整備

幼児一人一人の個性をとらえ、個に応じたきめ細かい教育を行うという視点に立った相談・支援体制を整備し、各施設における特別な配慮を必要とする幼児への支援を支えます。

重点項目③ 関係機関と連携した早期からの切れ目ない支援体制の構築

インクルーシブ教育体制の中で、必要な支援を幅広い分野から、切れ目ない支援を受けられるようにするために、各施設、保護者、行政、専門機関等が連携した継続的な支援を可能にする体制の構築を推進します。



基本方針⑤

地域総ぐるみの子育て支援の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等のもつ専門性を生かし、幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

重点項目① 各施設における子育て支援の充実

地域の幼児教育の中核的存在としての役割を支援します。

重点項目② 家庭や地域社会、関係機関との連携の充実

幼児のよりよい成長を支える家庭や地域社会との連携を推進します。

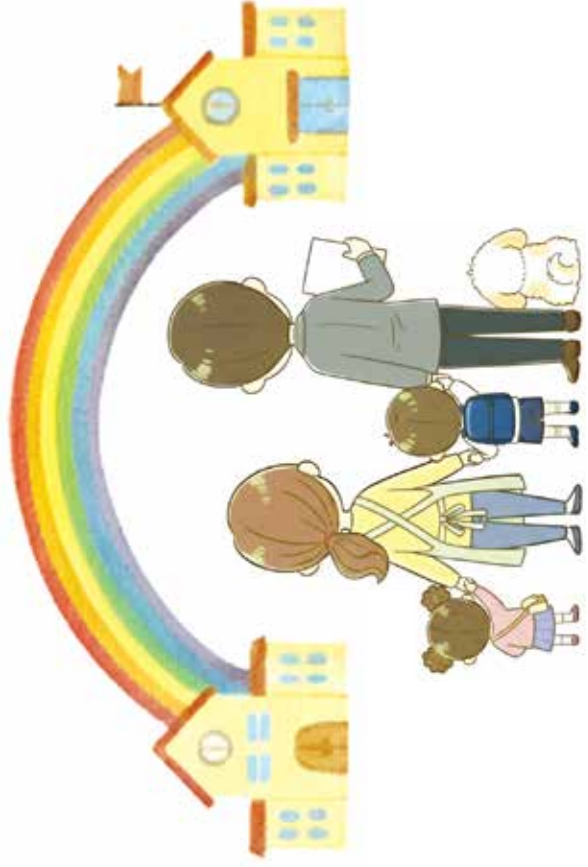
重点項目③ 預かり保育や延長保育の充実

幼児の心身の負担に配慮し、家庭生活との連続性を図った預かり保育や延長保育を推進します。



幼保・小・中連携推進事業 「学びのかけ橋」プロジェクト

幼保小 連携・接続ガイドブック



【引用・参考文献】

- ・文部科学省「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」2022-03
- ・文部科学省「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」2022-03
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会「学びや生活の基盤をつくる 幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」2023-02
- ・文部科学省「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告」2024-10
- ・文部科学省「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？（幼児教育及び小学校教育関係者向けの参考資料）」2024-04
- ・文部科学省「スタートカリキュラムスタートブック」2015-01
- ・文部科学省「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」2018-03

本ガイドブックで紹介した資料や様式の一部は、
徳島県保育・幼児教育センターのWEBサイトでダウンロードできます。

【<https://youjikyoku.tokushima-ed.jp>】

【問い合わせ先】徳島県教育委員会 義務教育課

☎088-621-3196



徳島県教育委員会では、令和6年度から2年間、松茂町を指定地域とし、
幼保・小・中連携推進事業「学びのかけ橋」プロジェクトを実施しました。

本プロジェクトでは、子供の学びや発達の連続性を保障するため、設置主体の垣根を越えた体制の構築や、園と学校の先生が互いの教育を理解し合う相互参観や合同協議等を行いました。また、これらのプロセスを経て、幼児期の遊びを通じた学びが小学校の各教科等の学習に円滑につながるよう、地域の実情に即した架け橋期のカリキュラムを協働して作成しました。

本ガイドブックは、松茂町での2年間にわたる具体的な取組をもとに、幼保小の連携・接続を進める際のポイントをまとめたものです。各市町村や各園・校での実態に応じて、適切に御活用いただければ幸いです。

令和8年3月

徳島県教育委員会

幼保小の架け橋プログラムとは

5歳児から小学校1年生の2年間で「架け橋期」と言います。この時期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、子供たちの多様性に配慮した上で、全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指します。

5歳児

小学校1年生

架け橋期

子供のよりよい成長のために、幼児期に培った資質・能力をさらに伸ばしていくことが大切です。

幼児期の成長が十分に引き継がれていないと…→小学校での成長が不十分になってしまう。

幼児期の成長が十分に引き継がれると…→小学校でより成長できるようになる。

これからの幼保小の連携・接続は、学びの連続性が目的であり、幼保小の先生が協働して架け橋期のカリキュラムの編成を行うことが求められています。また、設置主体の垣根を越え、地域単位で取り組むことが重要です。

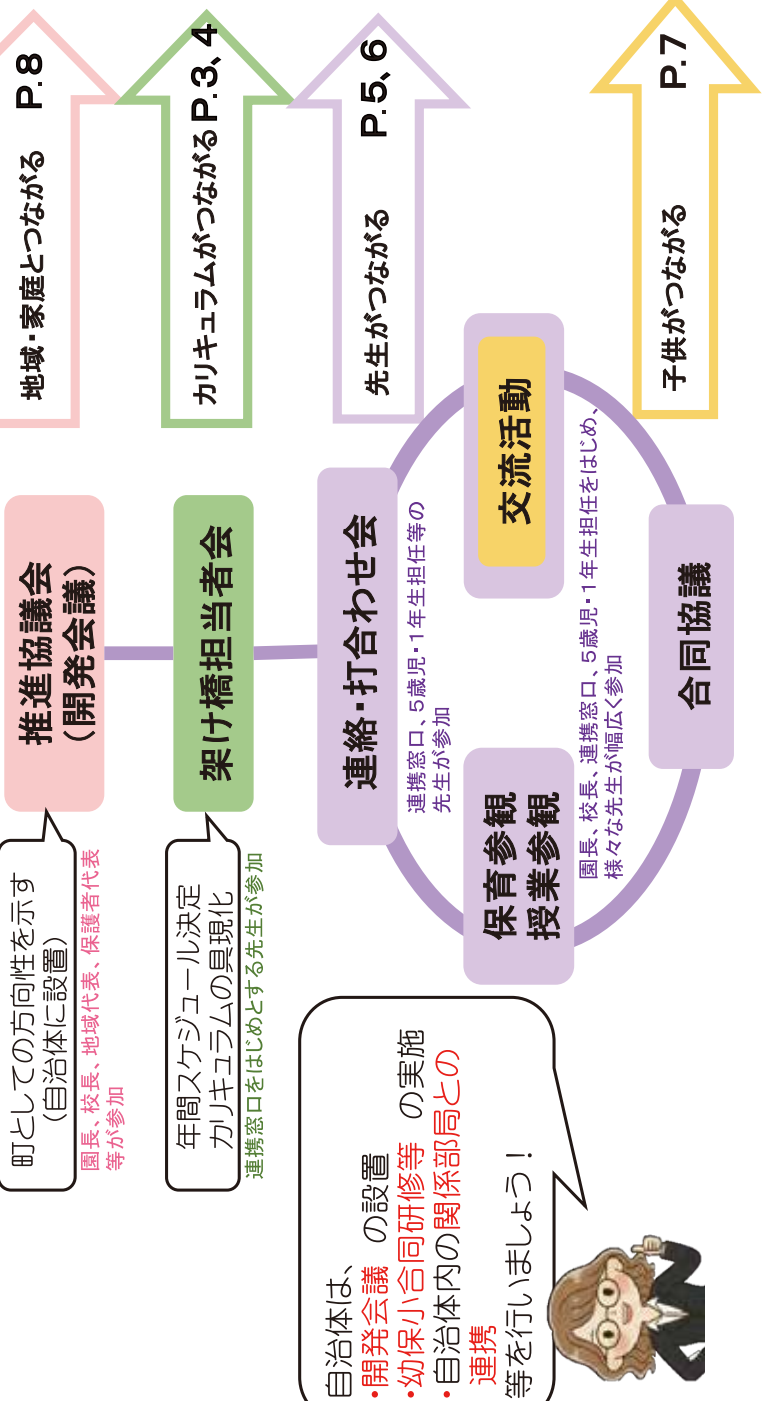
幼保小の架け橋プログラムは、何を目指すのか？
 ～ 幼保小連携・接続の「これまで」と「これから」～

目的	小学校への順応	学びの連続
内容	交流活動	カリキュラム編成
期間	数か月	2年（架け橋期）
実施単位	施設単位	地域単位

〈出典〉令和7年度徳島県幼稚園等教育課程研究集会 資料
 文部科学省 初等中等教育局 視学官 横山 真貴子氏

松茂町の組織体制

自治体の支援が重要です！



架け橋年間スケジュール

月	子供 （5歳児・1年生）	保育者・教師	その他 （地域・保護者・他学年等）
4月		・第1回連絡・打合わせ会（引き継ぎ） ・第1回架け橋担当者会（年間スケジュールについて）	・地方別子供会（登校班）
5月		・スタートカリキュラム授業参観、ミニ協議	・幼小合同運動会
6月	・第1回小学校区交流会（ジャボン玉）	・第2回連絡・打合わせ会（ジャボン玉交流会計画） ・第1回推進協議会 ・1年生生活科授業参観、ミニ協議	・幼小合同避難訓練
7月	・ミニ交流（水遊び）	・幼小合同研修会（幼児の遊びの事例を用いて）	
8月	夏休み	・第3回連絡・打合わせ会（情報交換） ・幼小中合同研修会（算数科・数学科における学びの連続性について）	 ・小学6年生による幼稚園での職業体験
9月	・ミニ交流（ネイチャージャーゲーム） ・ミニ交流（読み聞かせ）		・小学6年生による幼稚園での職業体験
10月			
11月		・第4回連絡・打合わせ会（秋のおもちゃランド交流会計画） ・小学校区幼保小合同研修会（保育参観、合同協議）	・松茂町キッズフェスタパネル展示 ・中学2年生による幼稚園での職場体験 ・園長校長会での松茂中授業参観、交流
12月	・第2回小学校区交流会（秋のおもちゃランド）		・園長校長会による松茂幼小保育・授業参観、交流
1月	冬休み ・ミニ交流（昔の遊び）	・第5回連絡・打合わせ会（小学校体験入学計画）	・幼小中合同講演会（保護者も参加） ・園長校長会による長原小授業参観、交流 ・新入生入学説明会
2月	・第3回小学校区交流会（小学校体験入学）		・園長校長会による喜来幼小保育・授業参観、交流
3月		・第2回推進協議会	

文部科学省参考資料・動画

幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの
 向けての手引き（初版）

幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの
 参考資料（印刷）

幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの
 動画

幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの
 動画

カリキュラムが^うつながら^る

架け橋期のカリキュラムとは

幼保小の先生が、共通の視点をもちながら、相互の教育内容や教育方法の充
実を図るため協働して作成したものが「架け橋期」のカリキュラムです。
(下は松茂町における、カリキュラムをデザインする手順)

①実践を見合い、相互理解を図る

実際の保育・授業を参観することで、子供の様子や互いの保育・教育の理解が深まります。また、実践事例やドキュメンテーションを活用することもできます。

※ドキュメンテーション:写真を使って、子供の学びのプロセスを記録した保育記録の一種

②期待する子供像を共有する

期待する子供像を話し合います。その際、園や小学校の日常の中で見られた子供の姿を具体的に話します。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにするといいいでしょう。

③育みたい資質・能力を明確にする

期待する子供像に近づくため、どのような資質・能力を育むことが必要なのか明確にします。また、どの時期にどのような姿が現れることを期待するか、具体的に話し合います。
(松茂町では、「重点項目」としています。)

④環境構成や先生の関わりについて 配慮事項を共有する

環境の構成・環境づくりでは、子供が学びを深めていくことのできる環境のあり方について、教師・保育者の関わりでは、先生と子供の相互作用、子供同士の相互作用を生み出すといった共通性を踏まえ、一緒に考えていくことが大切です。

⑤活動や単元を位置付ける

園では小学校での学習や生活を見通した、幼児期にふさわしい活動を、小学校では幼児期の体験や園での遊びや生活を踏まえた単元を位置付けます。その際、園での活動が、小学校教育の前倒しにならないよう、気を付けましょう。

⑥ 架け橋期のカリキュラムを
協働し、編成する
(次年度からは、実施・評価・改善を)

カリキュラム作成がゴールではありません。
実践を記録し、更によりよいものとなるよう、
協働し、評価し改善していくことが大切です。記録する際は、活
動内容ではなく、「子供たちにとどのような育ちや学びがあったの
か」に着目するようにしましょう。

カリキュラムが「つながる」ことで、「連携」から、人が変わっても続く「接続」へ。

実質的な話し合いや実践を重視し、そうした具体的な取組を可視化し共有するために作成していったものが、架け橋期のカリキュラムになります。

[illegible]

く体を動かして遊ぶ

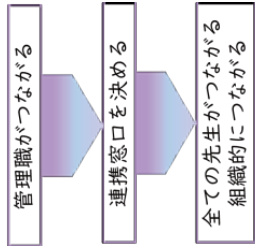
[illegible]

教職員の交流 (年間を通して)	・ 参観・連絡会 ・ 公開保育・授業 ・ 合同研修会 ・ 子供の交流の事前・事後研修 ・ 体験入学 ・ 入学児の連絡会	・ 参観・連絡会 ・ 公開保育・授業 ・ 合同研修会 ・ 子供の交流の事前・事後研修 ・ 体験入学 ・ 入学児の連絡会
家庭・地域との連携	・ 園への具体的な姿を直接保護者に伝えるながら、幼児の良いところを家庭と一緒に伸ばそうとする。 ・ 園、家庭、地域が実生活を支えるよう互いにつなげる機会をもつた情報交換に努めたりする。 ・ 入学に向けて、生活習慣の児童しや、幼児の成長を共に確認して、保護者の不安を軽減できるように働きかける。	・ 期待する子供の姿と共にスタートから入園の学校生活や授業について大切にしていること、通園や園庭などで伝える。 ・ 児童が主体的に学習したり継続したりしていることを家庭や地域に発信し、子供の成長を共に見守っているようにする。
振り廻り		

他にも、子供の学びを豊かにする連携・接続となるよう、地域の実態に応じて必要な視点を設けてください。



先生がつながる



まずは**管理職**がつながり、次に各園校の**連携窓口**を決めます。そして、全ての先生がつながるよう、**組織的な体制作り**をします。



合同研修を行い、相互理解を図りましょう

保育参観や授業参観、事例研究等を行い、互いの教育内容や指導方法への理解を深めましょう。「幼児期の終わりに育ってほしい姿」を手掛かりにしながら、実際の子供の姿を通して語り合うことが大切です。

保育参観

小学校の先生は保育を参観することに慣れていない場合が多いため、事前説明が重要です。参観前に、「保育を見る視点」や「これまでの保育」についての説明の時間を取りましょう。また、見取りシートを用いて参観すると、視点がはっきりし、その後の協議にも生かすことができます。

保育を見る視点

- 子供の具体的な姿
- 子供の姿から、どのような力が育ちつつあるのか
- 子供の姿につなげた環境構成と保育者の援助

シートに保育を見る視点を示すとともに、視点ごとに色分けをした付箋にメモを書けるようにしている。

合同研修用指導案

小学校の先生にも分かりやすいように、園庭環境図に、「ねらい、内容」「予想される子供の姿」「環境構成」「援助のポイント」を示している。

保育を見る視点等の説明

視点もって、保育参観

松茂町における先生がつながる取組

- 小学校区幼保小合同研修会
(保育参観、合同協議)
- 幼小中合同研修会
(算数科・数学科における学びの連続性について)
- 幼小合同研修会
(幼児の遊びの事例を用いて)
- 幼小中合同講演会
(保護者も参加)
- 幼稚園教諭等による授業参観、ミニ協議
- 園長校長会での保育・授業参観、交流

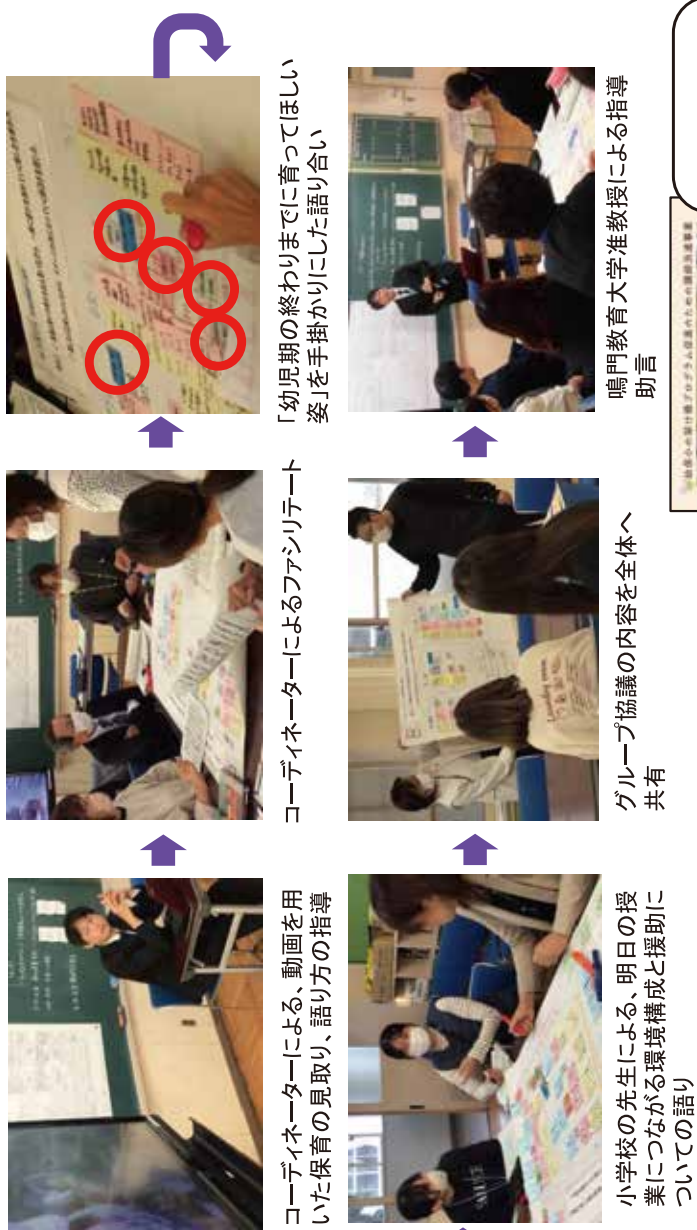
合同協議

参観後、見取った子供の姿をもとに、語り合いましょう。
協議の視点を、「保育を見る視点」と同様にとすると、話しやすくなります。
「幼児期の終わりに育ってほしい姿」や育みたい資質・能力を踏まえて、協議を深めていきましょう。

協議の視点

- 子供の具体的な姿
- 子供の姿から、どのような力が育ちつつあるのか
- 「幼児期の終わりに育ってほしい姿」を手掛かりにしながら
- 子供の姿につなげた環境構成と保育者の援助
- +
- 明日の授業、保育につながる環境構成と援助

合同協議の流れ



よりよい協議となるために

コーディネーターによる事前の打合わせ



全校体制での取組



協議内容の見える化



徳島県保育・幼児教育センターで行っている「**新け橋期**のコーディネーター-講師派遣事業」も御活用ください。



幼児期の終わりに育ってほしい姿



文部科学省参考資料
「幼児期の終わりに育ってほしい姿」



幼児・児童の双方にとって、実りのある交流活動を

活動前のねらい等の共有、子供の自発性を尊重する交流活動、そして活動後の先生による振り返りという一連のサイクルを回し、改善を図ることが大切です。また、子供の交流する姿を通して、子供の発達や学びを理解するという視点も重要です。

計画（連絡・打合わせ会）

幼児や児童の活動のねらいや活動内容を共通理解しましょう。
先生の役割分担も決めておくといいいですね。

幼児と児童の双方が夢中になり、共に学び合える活動を設定することがポイントです。



打合わせの内容を
指導案へ

幼保小のねらい等を示した指導案を作成し、幼児、児童双方の
資質・能力が育まれるようにしています。

交流活動

指示が多過ぎたり、すぐに援助をしたりせず、子供同士の自発的な関わりが生まれるように
しましょう。



第1回 シャボン玉遊び

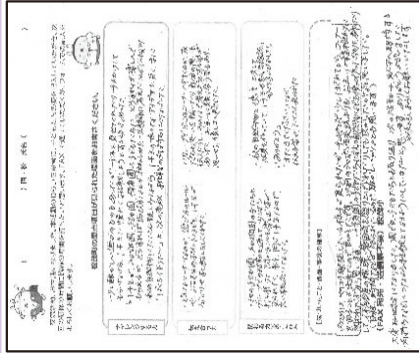


第2回 秋のおもちゃランド



第3回 小学校体験入学

振り返り（合同協議）



振り返りシート

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や育みたい
資質・能力を踏まえ、それぞ
れの先生が捉えた子供の姿
や先生の関わりについて意
見交換をするなどの振り返り
を行うことが大切です。
シートやフォームを通じて
振り返り、共有することもでき
ます。

ミニ交流活動等

- ・水遊び
- ・ネイチャーゲーム
- ・読み聞かせ
- ・秋さがし
- ・地域の方との昔遊び

ミニ交流をちよこ
ちよこ行い、顔見
知りになるのも、
いいですね。

子供に関わる様々な立場の大人が協働して

園・学校だけでなく、地域や家庭も含めて、みんなで「地域でこんな子供を育てたい」と考え、共有することが大切です。また、幼保小の連携・接続の取組について、幅広く発信していくことも必要です。

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当



推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

- ・大学准教授
(アドバイザー)

- ・町教育長

- ・自治体行政担当

推進協議会

松茂町のメンバー

- ・幼児教育施設園長
(公立、私立を問わず、
町内全ての園)

- ・小中学校長

- ・連携担当教員
(小学校教員)

- ・保護者代表

- ・運営協議会長

徳島県 保育・幼児教育アドバイザー派遣の御案内



徳島県保育・幼児教育センターでは、保育・教育の充実を支援するため、保育や教育の専門家で、経験・知識とも豊富な【保育・幼児教育アドバイザー】を派遣する事業を行っています。

○アドバイザーの派遣先

幼稚園、保育所、認定こども園です。（私立・公立は問いません。）

○費用について

派遣費用、交通費等は必要ありません。



具体的な支援内容

たとえば・・・

- ①子どもにふさわしい環境の構成や援助
- ②子どもに必要な〇〇遊び
- ③子ども理解と発達
- ④特別な支援を要する子どもとの接し方
- ⑤保護者との関係づくり
- ⑥保幼小の連携
- ⑦必要な情報 等



支援の場

たとえば・・・

- 実際の保育を見ながら
- 幼保・幼小・保小の交流研修会に（違った立場からの情報がほしい等）
- 保護者との会に（〇〇について話をしてほしい）
- 他園同士・他所同士との合同研修会に
- 小学校（幼稚園・保育所・こども園）のことが 知りたいとき 等

保育・幼児教育アドバイザー派遣までの流れ

- ① 訪問の希望を保育・幼児教育センターに連絡する。（電話、FAX、メールいずれも可）
- ② 希望の日時や内容をセンターと相談する。
- ③ 必要なら、園・所とアドバイザーで、訪問内容を調整する。
- ④ 派遣終了後、実施報告書（アンケート）を提出する。（FAX或いはメールで）

連絡先

徳島県教育委員会 学校教育課内
徳島県保育・幼児教育センター

☎ 電 話 : 088-621-3196

ファクシミリ : 088-621-2882

Email : mori_tomoko_1@pref.tokushima.jp

↑
半角数字の1

まずは
ご相談
ください



徳島県保育・幼児教育センターQ & A



Q1 訪問の際、アドバイザーは、どんなことをするのですか。

A1 ① 保育中の訪問の場合

- ・参観をしながら、保育者から質問があれば答えたり、求めに応じて保育に参加したりします。保育・教育について、気軽に思いを出し合う座談会の時間をとっていただければ、より意義ある研修の場となります。

② 保育時間外の訪問の場合

- ・園内研修(研究保育、悩みごとへの対応、実技演習等)の講師。
- ・保護者への講話等

③ 市町村主催の研修会等の場合

- ・講師 等

名称はアドバイザーですが、一方的に指導するのではなく、現場や先生方が、保育・教育に「明日の保育・教育が楽しみになる」ことでより専門性を高めること等を目的としています。保育・教育を意味づけ、課題に対して共に考え、ヒントやアイデアを手引きすることができることを大切にします。

Q2 訪問時間はどのくらいですか。

A2 依頼内容や園等の希望に合わせて決定します。最長6時間となっています。

Q3 (保育中の)訪問に際して、特別な準備は必要ですか。

A3 指導案を書いたり、特別に環境を整えたりする必要はありません。日頃の保育の様子をそのまま見せてください。ただ、訪問要請の理由に「指導案の書き方」がある場合には、御準備いただけると、具体的な話がしやすくなります。

また、訪問終了後には、簡単なアンケートにお答えいただいております。今後の参考のためのものです。

Q4 小学校の研修会においても、訪問要請は可能ですか。

A4 可能です。

- ・幼稚園・保育所・こども園との合同研修の場。
- ・小学校の校内研修(全体或いは小集団)において、幼児教育の立場からの意見を必要とするとき等

Q5 アドバイザーを選ぶことはできますか。

A5 人選は、センターが行うことを基本としています。「依頼内容とそれに応える専門性」を考慮し、依頼側、アドバイザーの話を伺い、センター担当者が訪問に向けて調整をします。

Q6 要請を複数回することはできますか。

A6 できます。継続した訪問により、実態に応じた的確な訪問指導となった事例も増えてきています。

FAX送信票 (そのままお使いください)
(FAX番号 088-621-2882)

徳島県教育委員会学校教育課内 保育・幼児教育センター 行
保育・幼児教育アドバイザーの訪問を希望します。

園名

園長

所名

所長

住所 〒

電話

FAX

※折り返し、御連絡させていただきます。





子供の(やってみたい!)をつなぐ

架け橋期のコーディネーター

講師派遣の御案内

架け橋期とは

5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と言います。

幼児教育と小学校教育は、他の学校段階間の接続に比べて様々な違いがあり、円滑な接続を図ることは容易ではないため、この期間を「架け橋期」と焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要です。

----- さまざまな研修会で 御活用ください -----

- 校内研修
- 園内研修
- 校長会
- 園長会
- 教頭会
- 教育委員会主催研修会
- 教育研究会主催研修会
- 等

架け橋期における 教育の充実に関すること



幼児期に育まれた資質・能力が、小学校の各教科等に円滑に接続するよう、教育内容や指導方法の工夫について支援します。

カリキュラム作成等に関すること



幼保小が協働し、共通の視点を持って架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫を行うことにより、PDCAサイクルが確立するようサポートします。

その他 幼保小の連携・接続に関すること



その他、保育参観・授業参観、合同研修会の実施に関すること、特別な支援を必要とする子供に関すること等、御相談に応じます。



架け橋期の教育が充実すれば いいことたくさん♪



架け橋期の教育が充実し、「幼保小の架け橋プログラム」を推進することで得られた効果について、モデル地域における調査研究や実践報告から、明らかになっています。



子供たちが主体的に



登校渋りの児童の減少



友達と協働的に関わる子に



よくある質問



派遣先の対象は？

派遣先は、公立小学校、公立幼稚園及び、市町村教育委員会等による研修会です。校内研修や教育研究会での研修会も対象です。その他の研修会であっても、御相談ください。



派遣時間はどのくらいですか？

1～2時間程度です。依頼内容によっては、延長も可能ですので、御相談ください。



費用はかかりますか？

派遣費用、交通費等は必要ありません。



講師を選ぶことはできますか？

講師の人は、センターが行うことを基本としています。



講師派遣までの流れ



1	保育・幼児教育センターに、派遣希望の旨を電話、または、メールで連絡する。
2	派遣希望の日時や派遣内容について、担当と相談する。
3	保育・幼児教育センターのWebサイトの「アドバイザー派遣」から「派遣依頼書」（別紙様式1）をダウンロードし、必要事項を記入して、メールに添付し、送付する。（「保育・幼児教育アドバイザー派遣依頼書」と書かれたものになります）
4	派遣決定通知が到着する。 （「保育・幼児教育アドバイザー派遣決定通知」と書かれたものになります）
5	必要があれば電話等で、講師と直接、打ち合わせをする。
6	当日訪問
7	派遣終了後、保育・幼児教育センターのWebサイトの「アドバイザー派遣」から「指導後アンケート」をダウンロードし、必要事項を記入して、メールに添付し、送付する。（「保育・幼児教育アドバイザー派遣実施終了アンケート」と書かれたものになります）